

飛翔

人事委員会年報
令和2年度

佐賀県人事委員会

目 次

全 般 事 項

組織の概要

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の事務	1
3	人事委員会委員	1
4	事務局の組織	2
5	事務局の分掌事務	2
6	事務局の職員	3
7	令和2年度予算	3
人事委員会		
1	人事委員会の開催状況	4
2	条例案に対する意見	1 1
3	委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正	1 1

業 務 の 執 行

公平審査事務

1	職員の分限処分及び懲戒処分	1 2
2	勤務条件に関する措置要求	1 2
	(1) 措置要求の処理状況	1 2
	(2) 令和2年度の処理結果	1 2
3	不利益処分についての審査請求	1 2
	(1) 審査請求の処理状況	1 2
	(2) 令和2年度審査の結果	1 3
4	苦情相談の状況	1 3
	(1) 苦情相談の内容別件数	1 3
	(2) 苦情相談の処理区分	1 3
5	公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て	1 3
6	退職手当の支給制限等の処分についての意見	1 3
7	不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況	1 4
	(1) 規則の制定又は改正等	1 4
	(2) 告示の制定又は改正等	1 4

職員団体事務

1	管理職員等の範囲を定める規則の改正状況	1 5
2	管理職員等の範囲一覧表	1 6
3	職員団体の登録	1 8
4	法人格付与法に基づく申請及び変更届	1 8

任用事務	
1	採用試験 1 9
	(1) 令和 2 年度採用試験の概要 1 9
	(2) 令和 2 年度採用試験の実施状況 2 2
	(3) 採用試験の過去の実施状況 2 3
	(4) 受験者数の推移 2 5
2	採用選考 2 6
	(1) 採用選考の状況 2 7
	(2) 障害者を対象とする採用選考の状況 2 7
3	昇任選考 2 8
4	転任協議 2 8
5	公益的法人等への職員派遣 2 8
	(1) 在職派遣の状況 2 8
	(2) 退職派遣の状況 2 8
6	任期付職員採用 2 8
7	任用関係規則等の改正状況 2 9
	(1) 規則の制定又は改正等 2 9
	(2) 運用通知の制定又は改正等 2 9
給与事務	
1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告 3 0
	(1) 民間の特別給との比較 3 0
	(2) 職員の期末手当及び勤勉手当の改定 3 0
	(3) 給与勧告実施の要請 3 1
2	職員の給与等に関する報告(給与について) 3 1
	(1) 職員の給与等 3 1
	(2) 民間の月例給との比較 3 2
	(3) 国家公務員との給与水準の比較 3 2
	(4) 教育職員の給与 3 2
	(5) 職員の月例給の改定方針 3 2
	(6) 職務・職責に応じた給与の推進 3 2
	(7) 給与勧告実施の要請 3 6
3	職員の給与等に関する報告(公務運営について) 4 0
	(1) 多彩で優秀な人材の確保・育成 4 0
	(2) 定年の引上げ 4 3
	(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進 4 4
	(4) 勤務環境の整備 4 4
	(5) 服務規律の確保 5 0
4	給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等 5 1
	(1) 規則の制定又は改正等 5 1
	(2) 運用通知の制定又は改正等 5 4

5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認	5 7
職員の勤務条件関係事務	
1 労働基準監督機関としての職権行使	5 8
(1) 事業場の区分	5 8
(2) 労働基準監督機関の職権行使	5 9
(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査	5 9
(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施	5 9
2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況	6 1
(1) 規則の制定又は改正等	6 1
(2) 告示の制定又は改正等	6 1
(3) 運用通知の制定又は改正等	6 1
3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況	6 1
(1) 規則の制定又は改正等	6 1
(2) 運用通知の制定又は改正等	6 1
(3) 再就職者による依頼等の届出	6 2
公平委員会の受託事務関係	
1 受託団体	6 3
2 勤務条件に関する措置要求	6 3
3 不利益処分についての審査請求	6 3
4 苦情相談の状況	6 3
(1) 苦情相談の内容別件数	6 3
(2) 苦情相談の処理区分	6 3
5 職員団体事務	6 4
(1) 管理職員等の範囲	6 4
(2) 職員団体の登録	6 4

全般事項

組織の概要

1 人事委員会の設置

人事委員会は、専門的な人事行政機関として、かつ、任命権者と職員間に立つ第三者機関として、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条第1項の規定に基づき各都道府県に設置が義務づけられている。

昭和26年6月4日に佐賀県人事委員会設置条例(昭和26年佐賀県条例第19号)が施行され、同月12日に初代人事委員が選任され佐賀県人事委員会が発足した。

2 人事委員会の事務

地方公務員法第8条の規定により、人事委員会が処理することとされている事務は、次のとおりである。

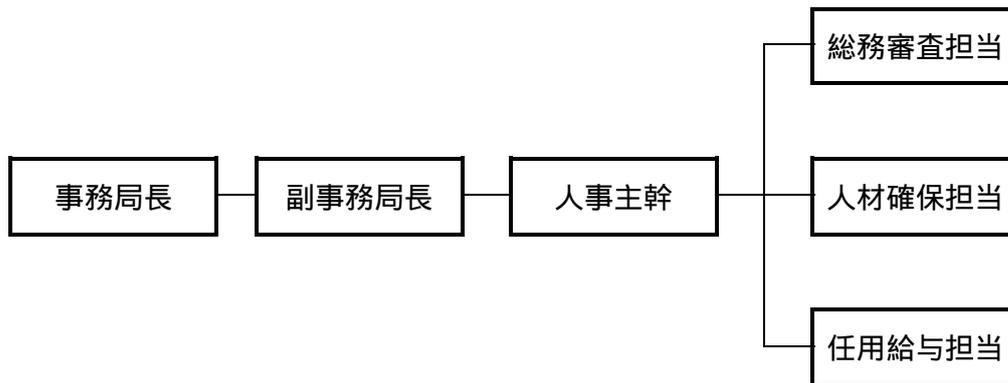
- (1) 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- (2) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- (3) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- (4) 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- (5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- (6) 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- (7) 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- (8) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (9) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (10) 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- (11) 前各号に掲げるものを除く外、法律又は条例に基きその権限に属せしめられた事務

3 人事委員会委員

(令和3年3月31日現在)

職名	氏名	任期	職業	備考
委員長 (非常勤)	伊藤 正	R3.2.22 ~ R5.8.2	団体役員	R3.2.22 委員就任 R3.2.25 委員長就任
委員 (非常勤)	松尾 弘志	R1.8.3 ~ R5.8.2	弁護士	H23.8.3 委員就任 H27.8.3 委員再任 R1.8.3 委員再任
委員 (非常勤)	内田 信子	H30.3.30 ~ R4.3.29	学校法人 理事長	H30.3.30 委員就任

4 事務局の組織



5 事務局の分掌事務

担当名	分 掌 事 務
総務審査担当	1 人事委員会委員及び人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の人事、給与、服務及び福利厚生に関する事。 3 公印の管守並びに文書の收受、発送及び保管に関する事。 4 財務事務に関する事。 5 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分等の審査請求に関する事。 6 職員の苦情の処理に関する事。 7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する事。 8 職員の服務、分限、懲戒その他身分取扱いに関する事。 9 職員の退職管理に関する事。 10 管理職員等の範囲の指定及び職員団体の登録に関する事。 11 職員の勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度に関する事。 12 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。 13 委託された公平委員会の事務処理に関する事。 14 他担当の所掌に属しない事務に関する事。
人材確保担当	1 職員の任命の方法についての一般的基準の制定に関する事。 2 職員の採用試験及び選考に関する事。
任用給与担当	1 職員の任用に関する事。 2 職員の臨時的任用に関する事。 3 職員の定年等に関する事。 4 職員の研修制度及び人事評価制度に関する事。 5 職員の給与等についての研究報告及び必要な勧告に関する事。 6 民間給与の調査報告及び生計費の調査に関する事。 7 職員の給与その他給与に関する事。 8 職員に対する給与の支払監理に関する事。

6 事務局の職員

(令和2年4月1日現在)

担当名及び職名		氏 名	発 令 年 月 日
事 務 局 長		稲 富 正 人	H 3 1 . 4 . 1
副 事 務 局 長		角 田 善 孝	H 3 0 . 4 . 1
人 事 主 幹		森 岡 彰 子	R 2 . 4 . 1
総務審査担当	係 長	鶴 澤 直 子	H 3 1 . 4 . 1
	主 事	山 口 直 起	H 3 1 . 4 . 1
	主 事	西 村 美 成 子	R 2 . 4 . 1
	主 事	萩 原 尚 輝	R 2 . 4 . 1
	会計年度任用職員	北 川 弘 美	R 2 . 4 . 1
人材確保担当	係 長	古 賀 健 二	R 2 . 4 . 1
	副 主 査	武 次 俊 平	H 3 0 . 4 . 1
	副 主 査	幸 田 美 咲	R 2 . 4 . 1
	主 事	田 中 千 絵	H 3 1 . 4 . 1
任用給与担当	係 長	江 口 里 司	H 2 9 . 4 . 1
	副 主 査	吉 田 碧	H 3 1 . 4 . 1
	主 事	山 下 彰 啓	R 2 . 4 . 1
	主 事	森 永 啓 介	R 2 . 4 . 1

7 令和2年度予算

(単位：千円)

区 分		当初予算	補正予算	最終予 算	予算額の費目別内訳
歳 入	警察官採用共同試験実施収入	226	23	249	雑 入 647 (財源充当)
	" (警務課財源充当分)			(571)	
	市町村等公平委員会受託事務収入	272	126	398	
	合 計	498	24	647	
歳 出	委員報酬	6,528		6,528	報 酬 8,447 給 料 52,905 職員手当等 34,837 共 済 費 18,154 旅 費 35
	職員給与費	109,511	5,390	104,121	
	会計年度任用職員給与費(パート)	2,627	39	2,588	
	任用関係事務費	1,127		1,127	
	労働保険料(精算分)	14		14	
	人 件 費 小 計	119,807	5,429	114,378	報 償 費 605 旅 交 際 費 4,172 交 需 費 10 用 費 4,186 役 務 費 323 委 託 料 17,971 使 賃 料 4,168 負 担 金 4,192
	委員活動費	844	262	582	
	事務局一般運営費	2,238	256	1,982	
	任用関係事務費	32,085	31	32,054	
	給与調査研究費	1,049	630	419	
	公平審査費	364	215	149	
	労働基準監督等事務費	206	127	79	
	市町村等公平委員会受託事務処理費	272	1	273	
	会議開催費	978	889	89	
事 業 費 小 計	38,036	2,409	35,627		
合 計	157,843	7,838	150,005		

人事委員会

1 人事委員会の開催状況

令和2年度における人事委員会の会議は定例会21回、臨時会4回、計25回であり、その開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	議 案 等
R2.4.16 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宿日直勤務の許可について 2 令和2年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の実施要綱について 3 佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(人事委員会告示)の一部改正について 4 通勤手当に関する規則の一部改正について 5 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年職種別民間給与実態調査について 2 令和元年度苦情相談の状況について 3 令和元年度労働基準法等事業所実態調査の結果について 4 令和元年度佐賀県職員採用試験における任命権者(教育委員会、警察本部)の選択結果について 5 令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について
R2.5.28 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 2 宿日直勤務の許可について 3 勤勉手当の成績率の運用についての廃止について 4 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について 2 懲戒処分について
R2.6.10 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について 乙第48号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例(案) 2 令和2年度佐賀県職員採用試験(短期大学卒業程度・高等学校卒業程度)の実施要綱について 3 令和2年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔民間企業等職務経験者〕の実施要綱について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度佐賀県職員採用試験における任命権者(知事部局)の選択結果について 2 令和2年度佐賀県職員採用試験実施計画の変更について 3 令和2年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)の申込状況について

開催年月日	議 案 等
R 2 . 6 . 22 (定例会)	(議事事項) 1 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について 2 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について (報告事項) 1 令和 2 年職種別民間給与実態調査の実施について 2 令和 2 年度佐賀県警察官 B 採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について 3 令和 2 年度労働基準法等事業所実態調査の実施について
R 2 . 7 . 9 (定例会)	(報告事項) 1 令和元年度労働基準法等事業所実態調査の結果について 2 懲戒処分について 3 2020民間給与実態調査に関する要求書について
R 2 . 7 . 28 (定例会)	(議事事項) 1 昇給に係る評価期間等の承認について 2 復職時等における号給の調整に係る算定期間の特例について (報告事項) 1 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について 2 懲戒処分について 3 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) の採用予定者数の変更について
R 2 . 8 . 6 (定例会)	(議事事項) 1 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) [特別枠・スポーツ特別枠] の最終合格者の決定について 2 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) の最終合格者の決定について (行政・教育行政を除く) (報告事項) 1 令和 2 年職種別民間給与実態調査 (先行調査分) の完了等について 2 職員の勤務条件等に関する調査結果の概要について 3 令和 2 年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考 (第 2 回) (第 1 次選考) の実施要綱について
R 2 . 8 . 27 (定例会)	(議事事項) 1 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 (大学卒業程度) の最終合格者の決定について (行政・教育行政) (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告資料の概要について 2 2020人事委員会勧告に向けた要求書について 3 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 [民間企業等職務経験者] の申込状況について 4 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の申込状況について 5 令和 2 年度佐賀県職員採用試験の実施計画の変更について

開催年月日	議 案 等
R 2 . 9 . 11 (定例会)	(議事事項) 1 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部改正について 2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について 3 教員特殊業務手当の運用の一部改正について (報告事項) 1 令和2年人事院勧告に関する要請及び回答について
R 2 . 9 . 25 (定例会)	(議事事項) 1 組織改正等に伴う関係規則等の改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (3) 級別職務区分表の一部改正について (4) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について (報告事項) 1 令和2年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について
R 2 . 10 . 9 (定例会)	(報告事項) 1 令和2年職種別民間給与実態調査の完了について 2 人事院の給与勧告等について 3 解雇予告除外認定について 4 懲戒処分について
R 2 . 10 . 15 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の特別給に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員の特別給に関する報告資料の概要について 2 懲戒処分について
R 2 . 10 . 20 (定例会)	(議事事項) 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する任命権者からの意見等について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について(県職労・佐教祖、高教組) 3 公務労組連絡会等からの要請書について
R 2 . 10 . 23 (臨時会)	(議事事項) 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告について (報告事項) 1 職員団体との事前会見について(県職労・佐教祖)

開催年月日	議 案 等
R 2 . 11 . 11 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の最終合格者の決定について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和 2 年度佐賀県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の採用予定者数の変更について</p> <p>2 職員団体との勧告当日会見について</p> <p>3 人事院の給与勧告等について</p> <p>4 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて</p> <p>5 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請書について</p> <p>6 職員の給与等に関する報告資料 (令和 2 年職種別民間給与実態調査) の概要等について</p>
R 2 . 11 . 24 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づく意見について 乙第 76 号議案 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例 (案) 乙第 77 号議案 佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 (案) 乙第 80 号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例 (案)</p> <p>2 令和 2 年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者〕の最終合格者の決定について</p> <p>3 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和 2 年度佐賀県職員採用試験〔民間企業等職務経験者 (UJ1 ターン枠) 〕の採用予定者数の変更について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告資料について</p> <p>3 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する任命権者からの意見等について</p>
R 2 . 12 . 11 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について</p> <p>2 給料の調整額に関する規則の一部改正について</p> <p>3 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する勧告及び報告に対する職員団体からの要請について (高教組、県職労・佐教祖)</p>
R 2 . 12 . 17 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 令和 2 年度佐賀県警察官 B 採用試験の実施結果について</p>
R 2 . 12 . 23 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <p>1 組織改正等に伴う関係規則等の改正について (1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (2) 級別職務区分表の一部改正について (3) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>

開催年月日	議 案 等
R 3 . 1 . 28 (定例会)	(議事事項) 1 令和3年度佐賀県職員採用試験の実施計画について 2 宿日直勤務の許可について 3 防疫等作業手当の運用についての一部改正について (報告事項) 1 職員団体との勧告当日会見について 2 各都道府県の人事委員会報告及び勧告の状況等について 3 令和2年地方公務員給与実態調査結果等の概要について 4 大量事案の処理状況等について 5 懲戒処分について
R 3 . 2 . 8 (定例会)	(議事事項) 1 令和3年度佐賀県職員採用試験(大学卒業程度)〔特別枠・スポーツ特別枠〕の実施要綱について 2 佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
R 3 . 2 . 25 (定例会)	(議事事項) 1 委員長の選挙について 2 委員長職務代理者の指定について 3 地方公務員法第5条第2項の規定に基づく意見について 乙第1号議案 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(案) 乙第3号議案 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案) 乙第9号議案 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例(案) 乙第11号議案 佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(案) 4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について 5 佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部改正について 6 佐賀県職員の任用に関する規則の一部改正について (報告事項) 1 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会等からの要請書について

開催年月日	議 案 等
R 3 . 3 . 15 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織改正等、令和 2 年給与勧告及び給与条例等改正に伴う関係規則等の一部改正等について <ol style="list-style-type: none"> (1)佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について (2)佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について (3)級別職務区分表の一部改正について (4)令和 3 年改正給与条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の制定について (5)令和 3 年改正給与条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の運用についての制定について (6)令和 3 年改正給与条例附則第 4 条及び第 5 条の規定に基づく切替えの特例及び号給の調整についての制定について (7)給料の調整額に関する規則の一部改正について (8)佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について (9)期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について (10)期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について (11)期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての承認変更について (12)切替日の前日から引き続き休職等をしていた職員が切替日以後に復職等をした場合等の復職時調整についての制定について (13)教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表の適用を受ける職務に異動した場合の号給の決定の承認について (14)教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(三)の適用を受ける職務に異動した場合の号給の決定の承認について (15)佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について (16)管理職手当等の範囲を定める規則の一部改正について 2 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について 3 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について 4 教員特殊業務手当の運用についての一部改正について 5 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について 6 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について <ol style="list-style-type: none"> (1)勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について (2)勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の一部改正について (3)不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について (4)不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について 7 佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について 8 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について 9 佐賀県個人情報保護条例第20条第 1 項の規定により口頭により開示請求できる個人情報(人事委員会告示)の一部改正について

開催年月日	議 案 等
R 3 . 3 . 18 (臨時会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正についての修正について <ol style="list-style-type: none"> (1)勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について (2)勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の一部改正について (3)不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について (4)不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について 2 人事委員会事務局職員の人事異動について
R 3 . 3 . 25 (定例会)	<p>(議事事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 昭和50年高教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 2 昭和52年佐教組事案に係る不利益処分についての審査請求の棄却等について 3 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第52条の規定に基づく承認について 4 佐賀県職員の職の任用等級分類表の廃止について 5 佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正について 6 押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の整理に関する規則について 7 押印見直し等に係る運用通知の一部改正について <p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度障害者を対象とする佐賀県職員採用選考(第1回)(第1次選考)の実施要綱について 2 令和3年度佐賀県職員採用試験〔特別枠・スポーツ特別枠〕の申込状況について

2 条例案に対する意見

地方公務員法第5条第2項に基づき議会から条例案について意見を求められたものは次のとおりである。

意見提出 年月日	議案 番号	条 例 名	意 見
R 2 . 6 . 10	乙 4 8	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議ありません。
R 2 . 11 . 24	乙 7 6	佐賀県職員給与条例等の一部改正する条例	異議ありません。
	乙 7 7	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	
	乙 8 0	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	
R 3 . 2 . 25	乙 1	佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例	異議ありません。
	乙 3	佐賀県会計年度職員の報酬等に関する条例の一部改正する条例	
	乙 9	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給条例の一部を改正する条例	
	乙 1 1	佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例	

3 委員会及び事務局関係規則等の制定及び改正

次表のとおり規則、告示及び訓令等の制定及び改正を行った。

番号	公 布 年月日	施行又は 適用年月日	規 則 等 名	概 要
訓令 3	R2. 7. 7	R2. 7. 7	佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正	人事行政の円滑な運営を図るため、事務局長の専決について所要の改正を行うこととした。
規則 17	R3. 3. 31	R3. 4. 1	佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	職務職責に応じた給与制度の見直しのため佐賀県職員給与条例が改正されることに伴い、人事委員会事務局職員の職について所要の改正を行うこととした。
規則 6	R3. 3. 22	R3. 4. 1	佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴い、引用条項を改めることとした。
訓令 1	R3. 3. 31	R3. 4. 1	佐賀県人事委員会事務局処務規程の一部改正	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正等に伴い、事務局長が専決することができる事務について所要の改正を行うこととした。

業務の執行

公平審査事務

1 職員の分限処分及び懲戒処分

職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する規則第3条及び第5条の規定に基づき、令和2年度に任命権者から職員を分限処分又は懲戒処分に付した旨通知があった件数は次のとおりである。

任命権者	分限処分				懲戒処分				
	免職	休職	降任 降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
知事			1	1	1	1	1		3
県議会議長									
代表監査委員									
教育委員会					3				3
警察本部長						1	1		2
計			1	1	4	2	2		8

2 勤務条件に関する措置要求（受託団体関係分を除く）

（1）措置要求の処理状況

区分	令和元年度末 （R1.3.31） 係属件数	令和2年度中 措置要求件数	令和2年度中 処理件数	令和2年度末 （R3.3.31） 係属件数
措置要求	0	0	0	0

（2）令和2年度の処理結果

令和2年度中に、処理した事案はない。

3 不利益処分についての審査請求（受託団体関係分を除く）

（1）審査請求の処理状況（再審査請求を除く）

区分		令和元年度末 （R1.3.31） 係属件数	令和2年度中 審査請求件数	令和2年度中 処理件数	令和2年度末 （R3.3.31） 係属件数
分限処分	降給				
	降任				
	休職				
	免職				
懲戒処分	戒告	5,058		2,308	2,750
	減給				
	停職				
	免職				
その他（転任など）					
合計		5,058		2,308	2,750

(2) 令和2年度審査の結果

令和2年度中に、審査した事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第1項第11号の規定に基づく苦情相談について、職員から令和2年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数(重複あり)

区 分	令和元年度末 (R1.3.31) 継続件数	令和2年度中 受付件数	令和2年度中 処理件数	令和2年度末 (R3.3.31) 継続件数
任用関係		1	1	
給与関係				
勤務条件・服務関係		1	1	
厚生・福祉関係		2	2	
公平審査関係				
各種ハラスメント関係		2	1	1
その他				
計		6	5	1

(2) 苦情相談の処理区分(重複あり)

区 分	令和2年度中 処理件数
制度等の説明	1
事情聴取	2
事情を聴取し、助言	1
当局等との話し合いの勧奨	1
相談内容を当局に伝達	1
当局に調査の申し入れ	2
当局から調査結果の報告	1
相談者へ調査結果の伝達	2
その他	1
計	12

5 公立学校の学校医等の公務災害補償の審査の申立て

令和2年度中に、公立学校の学校医等から公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定により審査の請求がなされたものはなく、また、現在当委員会に係属している事案もない。

6 退職手当の支給制限等の処分についての意見

令和2年度中に、佐賀県職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により人事委員会の意見を聴かれたものはない。

7 不利益処分についての審査請求に関する規則等の改正状況

次表(1)及び(2)のとおり関係規則及び告示の制定又は改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
7	R3.3.23	R3.3.23	勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 措置要求に係る審理手続きの効率化を図るため、代理人が複数選任された場合の規定を設けることにした。 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。
8	R3.3.23	R3.3.23	不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	<ul style="list-style-type: none"> 審査請求に係る審理手続きの効率化を図るため、代理人が複数選任された場合の規定を設けることにした。 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。

(2) 告示の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
告示1	R3.3.23	R3.3.23	勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。
告示2	R3.3.23	R3.3.23	不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正	<ul style="list-style-type: none"> 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

職員団体事務

1 管理職員等の範囲を定める規則の改正状況

組織、職制、権限の分配等に変更があったものについて、次表のとおり管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
24	R2.10.6	R2.10.7	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	新たに指定した職 【本庁】 (知事部局(出納局を含む。))政策調整監(乙)、調整監
28	R2.12.28	R3.1.1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	新たに指定した職 【現地機関】 (防災航空センター) 所長
12	R3.3.31	R3.4.1	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	新たに指定した職 【本庁】 (知事部局(出納局を含む。)) さがデザイン推進監、秘書担当の企画主幹、法制担当の企画主幹、人事給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹、人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査 (教育委員会事務局) 人事、給与若しくは服務(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査 (人事委員会事務局) 公平審査又は給与勧告担当の主任主査 【現地機関】 (療育支援センター) 統括副所長 名称を変更した職 【本庁】 (知事部局(出納局を含む。)) 政策調整監(乙) 政策調整監 【現地機関】 (療育支援センター) 総務課長 課長(所長又は統括副所長が指定するものに限る。) 廃止した職 【本庁】 (知事部局(出納局を含む。)) 政策調整監(甲) (人事委員会) 公平審査又は給与勧告担当の副主査

2 管理職員等の範囲一覧表

(令和3年4月1日現在)

機 関		職 員
本 庁	議会事務局	事務局長 副事務局長 課長 副課長 秘書担当の係長
	知事部局(出納局を含む。)	部長 理事 情報統括監 医療統括監 局長 会計管理者 副部長 政策総括監 さがデザイン総括監 税政総括監 企業立地総括監 副局長 スポーツ総括監 出納局長 課長 センター長 室長 政策調整監 さがデザイン推進監 調整監 推進監 副課長 副センター長 副室長(行政経営室) 秘書担当の企画主幹及び係長(秘書課) 法制担当の企画主幹及び係長(法務私学課) 人事、給与、サービス、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹及び係長(人事課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査、主査、副主査及び主事(人事課)
	教育委員会事務局	理事 副教育長 教育庁危機管理・広報総括監 課長 室長 参事(教職員課に置かれるもので、人事・サービス又は職員団体を担当するものに限る。) 副課長 人事主幹 人事又は給与担当の係長(教育総務課) 県立学校人事、小中学校人事、働き方改革推進、法規、給与又は健康管理担当の係長(教職員課) 人事、給与若しくはサービス担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の管理主事、主任主査、主査、副主査及び主事(教職員課)
	選挙管理委員会事務局	書記長
	人事委員会事務局	事務局長 副事務局長 人事主幹 係長 公平審査又は給与勧告担当の主任主査、主査及び主事
	監査委員事務局	事務局長 副事務局長 副監査監(局長が指定する者に限る。)
	労働委員会事務局	事務局長 課長 副課長
	海区漁業調整委員会事務局	事務局長
現地機関	首都圏事務所	所長
	消防学校	校長
	防災航空センター	所長
	自治修習所	所長
	公文書館	館長
	県税事務所	所長 副所長 総務課長
	佐賀空港事務所	所長 副所長
	博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	九州陶磁文化館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	名護屋城博物館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	佐賀城本丸歴史館	館長(常勤の職員に限る。) 統括副館長 副館長
	図書館	館長 副館長
	環境センター	所長 副所長
	保健福祉事務所	所長 保健監 福祉監 副所長 企画経営課長
	総合福祉センター	所長 副所長
	児童相談所	所長
	地域生活リハビリセンター	所長

衛生薬業センター		所長 副所長 精度管理・企画情報課長
療育支援センター		所長 統括副所長 副所長 課長（所長又は統括副所長が指定する者に限る。）
九千部学園		園長 副園長 総務課長
虹の松原学園		園長 副園長 総務課長
精神保健福祉センター		所長
食肉衛生検査所		所長 副所長 総務課長
関西・中京事務所		所長
窯業技術センター		所長 副所長 総務課長
工業技術センター		所長 副所長
産業技術学院		学院長 副学院長 総務企画課長
農林事務所		所長 センター長 副所長
農業技術防除センター		所長 副所長 専門技術部長
上場営農センター		所長 副所長
農業試験研究センター	本場	所長 副所長
	分場	分場長
農業大学校		校長 副校長
果樹試験場		場長 副場長
茶業試験場		場長 副場長
畜産試験場		場長 副場長
家畜保健衛生所		所長 副所長 総務課長（中部家畜保健衛生所に限る。）
水産振興センター		所長 副所長
高等水産講習所		所長
林業試験場		場長
土木事務所		所長 副所長
ダム管理事務所		所長 副所長
有明海沿岸道路整備事務所		所長 副所長
教育事務所	本所	所長 教育指導監 副所長(本務としての職に限る。) 管理主任 管理主事
	支所	支所長 管理主任
教育センター		所長 副所長
県立学校		校長 副校長 教頭 統括事務長 事務長

備考

- 1 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、課長の職務を総括補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。
- 2 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、センター長の職務を総括補佐する副センター長をいう。
- 3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、

副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。

3 職員団体の登録（受託団体関係分を除く）

当委員会に登録されている職員団体は次表のとおりである。

（令和3年3月31日現在）

職員団体の名称	所在地	代表者	単位団体 連合体の別	登録		令和2年度 の登録事項
				番号	年月日	
佐賀県職員労働組合	佐賀市城内一丁目 1番59号(県庁内)	執行委員長 片瀨 浩敏	単位団体	1	S41.10.12 (S26.5.11)	R2.4.15 役員の変更
佐賀県高等学校 教職員組合	佐賀市高木瀬町大 字東高木 227-1 佐賀県教育会館	執行委員長 永尾 実	〃	2	S41.10.12 (S26.11.26)	R2.4.9 役員の変更
佐賀県教職員 組合	〃	執行委員長 井手 美保子	〃	3	S41.10.12 (S26.10.26)	R2.4.6 役員の変更
佐賀県教職員 連合会	武雄市北方町大字 志久 2334 番地 1	執行委員長 中村 勝敏	〃	6	S49.6.26	R2.4.6 役員の変更 R3.2.18 所在地の変更等

（注）登録年月日欄の（ ）内は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和40年法律第71号）施行前の地方公務員法に基づく登録年月日である。

4 法人格付与法に基づく申請及び変更届

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）に基づく申請及び変更届は、令和2年度中はなかった。

任用事務

1 採用試験

(1) 令和2年度採用試験の概要

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格発表日	
			1次試験	2次試験		
大学卒業程度	〔特別枠〕 行政 教育行政 〔スポーツ特別枠〕 行政 教育行政	〔特別枠〕 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 〔スポーツ特別枠〕 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人	3月2日～19日	6月1日～14日 テストセンター ・教養試験 ・語学資格保有 加点	7月2日 ビジョンセンター 浜松町（東京都） 7月1日～5日 庁内会議室 ・面接試験 論文試験(中止) 〔3次試験〕 7月22日～26日 庁内会議室 ・面接試験	8月7日
	行政 教育行政 警察事務 心理 電気 総合土木 建築 化学 農政 林業 水産 保健師 管理栄養士	〔保健師〕 平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 〔その他の試験区分〕 平成3年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人 〔免許要件〕 保健師免許、管理栄養士免許の取得者又は令和3年8月31日までに取得見込みの人	5月11日～29日	6月28日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験 ・語学資格保有 加点	6月28日 佐賀大学 ・論文試験（1次試験日に実施） 〔行政・教育行政〕 8月17日～21日 庁内会議室・グラ ンデはがくれ ・面接試験 〔その他の試験区分〕 7月15日～19日 庁内会議室 ・面接試験	〔行政・教育行政〕 8月28日 〔その他の試験区分〕 8月7日

試験区分	主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
			1次試験	2次試験	
大学卒業程度	<p>民間企業等職務経験者 U J I ターン 枠（行政、総合土木、建築、農政）</p> <p>〔係長級〕 昭和36年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人</p> <p>〔主事級〕（行政のみ） 昭和36年4月2日以降に生まれた人</p> <p>〔共通〕 県外に本社を置く民間企業等における職務経験が令和2年6月末日現在通算して5年以上ある人</p>	<p>U J I ターン枠（行政） 7月6日～8月21日</p> <p>U J I ターン枠（総合土木、建築、農政） 7月6日～27日</p>	<p>〔行政〕 アピールシートによる書類選考</p> <p>〔総合土木、建築、農政〕 8月23日 庁内会議室・ビジョンセンター浜松町（東京都） ・専門試験</p>	<p>10月10日、11日 庁内会議室・ビジョンセンター浜松町（東京都） ・面接試験</p> <p>〔最終試験〕 11月7日、8日、14日 庁内会議室 ・面接試験 11月1日 庁内会議室・ビジョンセンター浜松町（東京都） ・論文試験</p>	11月25日
	<p>民間企業等職務経験者 社会人経験枠 （行政、教育行政）</p> <p>昭和46年4月2日以降に生まれた人</p>	7月6日～8月21日	<p>アピールシートによる書類選考</p>	<p>10月3日 庁内会議室 ・面接試験 10月4日 庁内会議室 ・論文試験</p> <p>〔最終試験〕 11月14日、15日 庁内会議室 ・面接試験（プレゼンテーションを含む）</p>	

試験区分		主な受験資格	受付期間	日程・試験内容		最終合格 発表日
				1次試験	2次試験	
短期大学卒業程度	生活指導員 臨床検査技師	平成5年4月2日 から平成13年4月1日 までに生まれた人 〔臨床検査技師〕 臨床検査技師免許の 取得者又は令和3年8月31日 までに取得見込みの人	8月3日 ～21日	9月27日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験	10月16日 庁内会議室 ・論文試験 10月29日 庁内会議室 ・面接試験	11月12日
	行政 教育行政 警察事務 電気 総合土木 建築 農業 林業	平成11年4月2日 から平成15年4月1日 までに生まれた人 ただし、学校教育法に規定する 大学（短大を除く）を卒業した 人又は令和3年3月31日までに 卒業見込みの人は除く	8月3日 ～21日	9月27日 佐賀大学 ・教養試験 ・専門試験（電気、 総合土木、建築、 農業、林業のみ）	10月16日 庁内会議室 ・作文試験 10月27日～ 29日 庁内会議室 ・面接試験	11月12日

平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(2) 令和2年度採用試験の実施状況

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次合格者数	2次受験者数	2次合格者数	3次受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大学卒業程度	特別枠 (行政)	44	490	437	180	156	89	87	44	9.9
	特別枠 (教育行政)	15	83	75	60	55	30	30	15	5.0
	スポーツ特別枠 (行政)	2	6	6	6	6	5	5	2	3.0
	スポーツ特別枠 (教育行政)	1	1	0	-	4	1	1	0	-

【スポーツ特別枠】(教育行政)受験者は、第2志望のみ。

試験名	試験区分	採用予定者数 (当初)	申込者数	受験者数 (A)	1次 合格者数	2次 受験者数	最終合格者数 (B)	倍率 (A/B)
大学卒業程度	行政	23	217	187	46	46	23	8.1
	教育行政	15	57	49	30	30	15	3.3
	警察事務	5	32	30	14	14	7	4.3
	心理	3	12	12	8	8	3	4.0
	電気	2	3	3	3	2	2	1.5
	総合土木	10	31	27	20	20	10	2.7
	建築	5	9	8	6	6	5	1.6
	化学	1	14	8	3	3	1	8.0
	農政	10	32	30	20	20	11	2.7
	林業	3	7	5	3	2	2	2.5
	水産	1	7	4	3	3	1	4.0
	保健師	5	18	17	10	9	6	2.8
	管理栄養士	1	12	10	3	3	1	10.0
	計	84	451	390	169	166	87	4.5
	民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠(行政・係長級))	26	172	172	50	48	10	17.2
	民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠(行政・主事級))		191	191	54	50	17	11.2
	民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠(総合土木))	2	10	10	8	6	2	5.0
	民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠(建築))	1	8	6	4	4	1	6.0
	民間企業等職務経験者 (UJ1ターン枠(農政))	2	5	4	4	4	3	1.3
	民間企業等職務経験者 (社会人経験枠(行政))	4	107	107	16	16	4	26.8
民間企業等職務経験者 (社会人経験枠(教育行政))	3	50	50	13	12	3	16.7	
計	38	543	540	149	140	40	13.5	
短大卒業程度	生活指導員	5	11	8	5	5	4	2.0
	臨床検査技師	2	8	7	5	5	2	3.5
	計	7	19	15	10	10	6	2.5
高校卒業程度	行政	10	110	82	26	24	10	8.2
	教育行政	2	25	22	5	5	2	11.0
	警察事務	5	67	60	16	14	7	8.6
	電気	1	4	4	3	3	2	2.0
	総合土木	7	30	26	14	13	7	3.7
	建築	2	8	8	5	5	3	2.7
	農業	3	8	3	3	3	2	1.5
	林業	2	3	1	1	1	1	1.0
	計	32	255	206	73	68	34	6.1
県職員合計 (特別枠・スポーツ特別枠含む)		223	1,848	1,669	647	601	228	7.3

平成26年度から警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している。

(3) 採用試験の過去の実施状況(平成30~令和2年度)

試験区分	項目	30						令和元						令和2						備考	
		申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者		
大卒	行政	239	181	63	26	7.0	20	218	175	82	29	6.0	17	217	187	46	23	8.1	19	行政	
	教育行政	121	100	50	25	4.0	19	109	85	41	20	4.3	14	57	49	30	15	3.3	13	教育行政	
	警察事務	16	12	6	3	4.0	3	24	21	15	5	4.2	4	32	30	14	7	4.3	6	警事	
	心理	16	12	5	3	4.0	3	6	4	3	2	2.0	2	12	12	8	3	4.0	3	心理	
	電気	4	2	1	0	-	-							3	3	3	2	1.5	2	電気	
	総合土木	18	15	13	11	1.4	9	35	27	25	10	2.7	8	31	27	20	10	2.7	8	総合土木	
	建築	3	3	2	2	1.5	2	8	4	4	2	2.0	2	9	8	6	5	1.6	5	建築	
	化学	26	17	6	4	4.3	2	21	14	9	3	4.7	3	14	8	3	1	8.0	1	化学	
	農政	43	37	17	15	2.5	15	28	22	20	16	1.4	15	32	30	20	11	2.7	11	農政	
	林業	4	2	2	2	1.0	2	2	2	1	1	2.0	0	7	5	3	2	2.5	1	林業	
	水産	11	9	4	2	4.5	2	4	4	3	1	4.0	1	7	4	3	1	4.0	1	水産	
	保健師	18	16	7	6	2.7	6	15	14	6	2	7.0	2	18	17	10	6	2.8	6	保健	
	管理栄養士	9	8	3	1	8.0	1							12	10	3	1	10.0	1	栄養	
	少年補導職員							1	1	1	1	1.0	1							少補	
	小計	528	414	179	100	4.1	84	471	373	210	92	4.1	69	451	390	169	87	4.5	77	小計	
	程度	民間企業経験者(UJIターン枠・行政)							231	231	100	18	12.8	18	363	363	104	27	13.4	24	UJI行政
		民間企業経験者(UJIターン枠・総合土木)							13	11	9	4	2.8	4	10	10	8	2	5.0	2	UJI総合土木
		民間企業経験者(UJIターン枠・建築)							8	8	4	1	8.0	1	8	6	4	1	6.0	1	UJI建築
		民間企業経験者(UJIターン枠・農政)													5	4	4	3	1.3	2	UJI農政
民間企業経験者(社会人経験枠・行政)								56	56	20	6	9.3	4	107	107	16	4	26.8	4	社会人行政	
民間企業経験者(社会人経験枠・教育行政)								22	22	10	2	11.0	2	50	50	13	3	16.7	3	社会人教育行政	
民間企業経験者(UJIターン枠)		296	296	101	10	29.6	8													UJI	
民間企業経験者(社会人経験枠)		75	75	21	3	25.0	3													社会人	
特別枠(行政)		1,005	950	159	36	26.4	26	768	705	154	34	20.7	19	490	437	180	44	9.9	28	特別枠行政	
特別枠(教育行政)		161	146	63	17	8.6	10	197	189	63	15	12.6	10	83	75	60	15	5.0	11	特別枠教育行政	
スポーツ特別枠(行政)													6	6	6	2	3.0	2	スポーツ行政		
スポーツ特別枠(教育行政)													1	0	0	0	-	0	スポーツ教育行政		
大卒合計	2,065	1,881	523	166	11.3	131	1,766	1,595	570	172	9.3	127	1,574	1,448	564	188	7.7	154	大卒計		

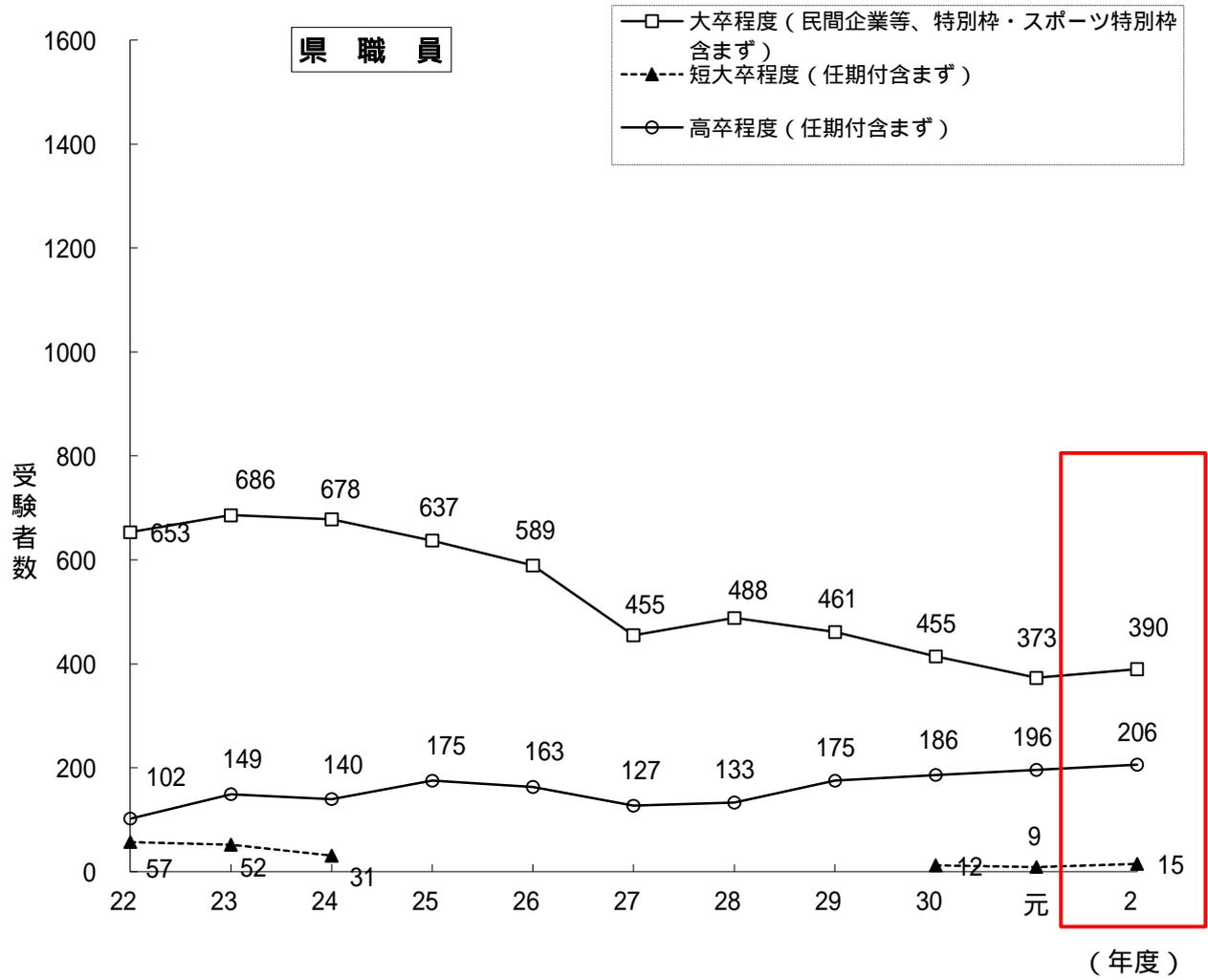
年度	項目	30						令和元						令和2						年度	
		申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者	申込者	受験者(A)	一次合格者	最終合格者(B)	競争率A/B倍	採用者		備考
短大卒業程度	臨床検査技師												8	7	5	2	3.5	2	臨検		
	生活指導員	15	12	6	3	4.0	3	11	9	7	3	3.0	2	11	8	5	4	2.0	4	生指	
	短大卒計	15	12	6	3	4.0	3	11	9	7	3	3.0	2	19	15	10	6	2.5	6	短卒計	
高校卒業程度	行政	61	53	18	5	10.6	3	100	84	24	6	14.0	4	110	82	26	10	8.2	7	行政	
	教育行政	80	71	24	8	8.9	8	44	37	12	4	9.3	3	25	22	5	2	11.0	2	教育行政	
	警察事務	24	21	9	3	7.0	1	48	42	20	7	6.0	5	67	60	16	7	8.6	5	警事	
	電気	2	1	1	1	1.0	1							4	4	3	2	2.0	2	電気	
	機械	1	1	1	1	1.0	1													機械	
	総合土木	21	20	12	9	2.2	4	28	25	20	8	3.1	5	30	26	14	7	3.7	5	総土	
	建築	3	3	2	1	3.0	1	2	2	2	2	1.0	2	8	8	5	3	2.7	3	建築	
	農業	11	11	5	3	3.7	3	8	6	4	3	2.0	3	8	3	3	2	1.5	2	農業	
	林業	9	5	3	3	1.7	3							3	1	1	1	1.0	1	林業	
	任期付職員(行政)							35	21	16	9	2.3	9								任期付行政
	高卒計	212	186	75	34	5.5	25	265	217	98	39	5.6	31	255	206	73	34	6.1	27	高卒計	
県職員計	2,292	2,079	604	203	10.2	159	2,042	1,821	675	214	8.5	160	1,848	1,669	647	228	7.3	187	県計		

平成26年度から、警察官の採用試験は佐賀県警察本部において実施している

令和2年度の民間企業等職務経験者(UJIターン枠・行政)は、係長級と主事級の合算値

(4) 受験者数の推移(平成22～令和2年度)

(人)



2 採用選考

職員の採用は、原則として競争試験によるものとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないものとされている。

選考は、必要に応じ筆記試験、実地試験のほか、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を客観的に判定する方法により行っている。

〔採用選考職〕

特殊の免許、資格を必要とする職

【医療関係職】

医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、診療放射線技師、助産師、看護師、准看護師、
歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、臨床工学技士

【船舶関係職】

船長、機関長、通信長、航海士、機関士、通信士

【その他】

職業訓練指導員、航空整備士、回転翼航空機操縦士

特殊の知識、経験、能力を必要とする職

教授、助教授、研究員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、寮母、消防教官、学
芸員、文化財保護主事、職業指導員、臨床心理士、情報技術職員、サイバー犯罪捜査
官、財務捜査官

障害者をもって充てる職

なお、令和2年度の採用選考合格者数（国、他県職員等から本県職員になる場合の採用選考を含む。）は、次表のとおりである。

(1) 採用選考の状況 ((2) を除く)

該当条項	任用規則第10条の6 第1項															小計			計
	1号			3号			5号			8号			9号						
任用等級	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	知事	教委	警察	
部長級																0	0	0	0
副部長級																0	0	0	0
課長級													1	3		1	3	0	4
副課長級													1	1		1	1	0	2
係長級			2										26	6		26	6	2	34
主事級	4												22	2	2	26	2	2	30
警視級						1										0	0	1	1
警部級						4										0	0	4	4
警部補級						2										0	0	2	2
巡査部長級						2			1							0	0	3	3
巡査級																0	0	0	0
会計年度任用職員	R 3									949	119	57				949	119	57	1125
	R 2									892	120	58				892	120	58	1070
合計	4	0	2	0	0	9	0	0	1	1841	239	115	50	12	2	1895	251	129	2275

- 1号 国等からの採用
- 3号 他県からの警察官の採用
- 5号 かつて職員であった者の採用
- 8号 会計年度任用職員としての採用(学校、議会事務局、各委員会事務局を除く)
- 9号 競争試験によることが不適当な職への採用

(2) 障害者を対象とする採用選考の状況

【 1回目】

- ・第1次選考 令和2年7月12日(日) 教養試験
 申込者23名 受験者18名 第1次選考合格者15名

【 2回目】

- ・第1次選考 令和2年11月1日(日) 教養試験
 申込者28名 受験者26名 第1次選考合格者15名

平成26年度から第2次選考以降は任命権者において実施している

参考 第2次選考(論作文試験、面接試験)

- 【 1回目】 受験者15名 最終合格者5名
- 【 2回目】 受験者15名 最終合格者4名

3 昇任選考

平成 28 年度から、昇任は任命権者において実施している。

4 転任協議

職員を現在任用されている職から、給料表の適用又は試験区分若しくは採用選考の職種を異にする職に任用する場合は、あらかじめ人事委員会に協議を要することとしていたが、令和 2 年 2 月 28 日から人事委員会への協議は不要とした。

5 公益的法人等への職員派遣

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則において派遣先団体の指定を行っている。

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

(1) 在職派遣の状況

区分	在職派遣（条例（ ）第 2 条第 1 項）				計
	1 号〔一般社団法人、 一般財団法人〕	2 号〔一般地方独 立行政法人〕	3 号〔政令指 定法人〕	4 号〔その他 法人〕	
団体数	5	1	7	2	15

(2) 退職派遣の状況

区分	退職派遣（条例（ ）第 11 条第 1 項）		計
	1 号 〔県出資 25% 以上法人〕	2 号 〔県の事務と密接に関連した法人〕	
法人数	0	0	0

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例

6 任期付職員採用

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第 2 条に基づく任期付職員の採用について、採用の承認、任期の更新の承認を行っている。

7 任用関係規則等の改正状況

次表(1)及び(2)のとおり任用関係規則及び運用通知の改正を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
13	R3.3.31	R3.4.1 (押印見直しに係る改正規定はR3.3.31)	公益的法人等への佐賀県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の規定により派遣される職員の派遣先となる団体について、名称の変更及び追加を行った。その他押印見直しに関する所要の改正を行った。
18	R3.3.31	R3.3.31	押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の整理に関する規則	以下の任用関係の人事委員会規則について、押印を求める手続の見直しに係る所要の改正を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則 ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則 ・一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する規則

(2) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	適用年月日	通知名	概要
人委1313	R3.3.25	R3.4.1	押印見直し等に係る運用通知の一部改正について	以下の運用通知で定める様式に規定する押印の取扱いを見直した。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般職の任期付職員の給与の特例について(通知) ・一般職の任期付研究員の給与及び勤務時間の特例について(通知)

給 与 事 務

職員の給与を検討するため、令和2年4月現在の民間給与の実態、国及び他の都道府県職員との給与比較並びに物価及び生計費の状況等について調査研究を行った結果、県議会及び知事に対し、次のとおり、令和2年10月23日、職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告を先行して行い、令和2年12月23日、職員の給与等に関する報告を行った。

1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する報告

(1) 民間の特別給との比較

令和元年8月から令和2年7月までの直近1年間において、民間事業所で支給された賞与等の特別給は、次表に示すとおり、所定内給与月額額の4.43月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分上回っていた。

民間における特別給の支給状況

平均所定内給与	下半期 (A 1)	326,021 円
	上半期 (A 2)	329,080 円
特別給の支給額	下半期 (B 1)	717,998 円
	上半期 (B 2)	733,947 円
特別給の支給割合	下半期 (B 1 / A 1)	2.20 月分
	上半期 (B 2 / A 2)	2.23 月分
	年 間 計	4.43 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から令和2年7月までの期間をいう。

(2) 職員の期末手当及び勤勉手当の改定

ア 改定の基本方針

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間事業所の特別給の支給割合を0.07月分上回っていた。このため、令和元年8月から令和2年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.05月分引き下げの必要がある。支給月数の引下げ分は、人事院勧告等を踏まえ、期末手当から差し引くこととする。

イ 改定すべき事項

職員の期末手当及び勤勉手当については、令和元年8月から令和2年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き下げ、年間4.45月分とする。支給月数の引下げ分は、令和2年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

また、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き下げることとする。

なお、再任用職員の期末手当については、改定を行わない。

(3) 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中で、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、特に本年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中において、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成 18 年度の給与構造改革以降、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材確保の観点や県民の理解という観点から、地域の民間給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

本年の職員の期末手当及び勤勉手当に関する勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間事業所の状況等を踏まえ、引下げを行うことが必要と判断した。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

2 職員の給与等に関する報告（給与について）

(1) 職員の給与等

令和 2 年 4 月における在職者は 12,444 人である。これら職員の平均年齢 42.6 歳、男女別構成は男 59.3%、女 40.7%、学歴別構成は大学卒 82.8%、短大卒 5.0%、高校卒 12.2%となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用を受ける職員の状況は、次のとおりである。

【行政職給料表適用職員の状況】

項 目		年 月	
		令和 2 年 4 月	(参考)平成 31 年 4 月
職 員 数		3,490人	3,435人
平 均 年 齢		42.0歳	42.3歳
平均経験年数		19.9年	20.2年
学歴別構成比	大 学 卒	74.2 %	73.8 %
	短 大 卒	3.1 %	3.4 %
	高 校 卒	22.7 %	22.8 %
男女別構成比	男	68.5 %	69.7 %
	女	31.5 %	30.3 %

また、令和 2 年 4 月現在における給与（基準内給与）の平均月額、次のとおりである。

給与区分 職種	給料月額	給料の 調整額	教 職 調整額	扶養手当	地域手当	計
行政職	324,583 円	725 円	- 円	9,750 円	546 円	335,604 円
全職員	342,831 円	1,523 円	7,030 円	9,641 円	228 円	361,253 円

(2) 民間の月例給との比較

職員にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種(事務・技術関係)の職務に従事する者について、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢の条件を同じくすると認められる者同士の令和2年4月分の諸手当を含む給与額を対比させるラスパイレス方式により、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均43円(0.01%)上回っていた。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
353,447円	353,490円	43円(0.01%)

(3) 国家公務員との給与水準の比較

総務省の令和2年地方公務員給与実態調査(令和2年4月1日現在)によると、国家公務員(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員)の平均俸給月額を100とし、これに相当する職員の職員構成を国の学歴別、経験年数別職員構成と同一であるものとして算出した指数(ラスパイレス指数)は、100.0となっており、平成31年の100.2から減少した。

(4) 教育職員の給与

令和3年度の文部科学省予算概算要求においては、義務教育費国庫負担金について、新しい時代の学びの環境の整備として、学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備が挙げられ、管理職手当の改善(校長、副校長・教頭の支給率改善)の方針が示されている。

(5) 職員の月例給の改定方針

令和2年4月時点で比較を行った結果、職員の給与が民間の給与を43円(0.01%)上回っている。

しかしながら、従来、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っており、また、国家公務員の月例給の改定は行われないことなど、諸事情を総合的に勘案した結果、令和2年は月例給の改定を行わないこととする。

(6) 職務・職責に応じた給与の推進

ア 見直しの経過

本委員会は、平成29年10月に行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」の中で、以下のとおり「職務・職責に応じた給与の推進」について言及し、その後、本県の実情に即した職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築する給料表の在り方について、任命権者と協議を重ねてきた。

(平成29年10月6日「職員の給与等に関する報告及び勧告」の一部抜粋)

【職務・職責に応じた給与の推進】

職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない、いわゆる「職務給の原則」が求められている。

この原則の一層の徹底を図るため、昨年4月に改正された地方公務員法では、能力・実績に基づく人事管理を徹底する観点から、等級別基準職務表を給与条例に定めるとともに、等級等ごとの職員数の公表を行うこととされた。

これを契機として、給料表の構造をより職務・職責に応じたものとする見直しを行っている団体も見受けられるところである。

本委員会においても、任命権者と協議しながら、本県の実情に即した職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築するため、給料表の在り方について検討していく必要がある。

イ 行政職給料表及び研究職給料表における見直しの考え方

現行の等級別基準職務表においては、役職が異なる職員が同一の職務の級に格付けされるなど、職務・職責が明確に給与に反映されていないという問題がある。

そのため、まずは給料表上の職務の級と役職との対応関係を、簡素で分かりやすいものに再編し、そのうえで、同一の職務の級に位置付けられる決裁権のある役職（以下「ライン職」という。）と決裁権のない役職（以下「スタッフ職」という。）において、職責に応じた差異のある給料として、加算措置を講じることとする。

ウ 見直すべき事項

（ア）行政職給料表関係

a 職務の級の見直し

給料表上の職務の級と標準的な職務との対応関係は、次のとおりとする。

【佐賀県職員給与条例関係】

給料表上の 職務の級	標準的な職務	
	現行	改定
9 級	本庁の部長	本庁の部長
8 級	本庁の副部長	本庁の副部長
7 級	本庁の課長（困難）	本庁の課長（困難）
6 級	本庁の課長	本庁の課長
5 級	本庁の副課長（困難）	本庁の副課長
4 級	本庁の副課長 本庁の係長（困難）	本庁の係長
3 級	本庁の係長	主査
2 級	主事（高度） 技師（高度）	主事（高度） 技師（高度）
1 級	主事（定型） 技師（定型）	主事（定型） 技師（定型）

【佐賀県公立学校職員給与条例関係】

給料表上の 職務の級	標準的な職務	
	現行	改定
6 級	統括事務長	統括事務長
5 級	事務長（困難）	事務長
4 級	事務長 事務主任（困難）	事務主任
3 級	事務主任	主査
2 級	主事（高度）	主事（高度）
1 級	主事（定型）	主事（定型）

b 給料月額に加算措置の導入

前記（ア）a において、改定後の職務の級が4級及び5級となる職務については、ライン職とスタッフ職が位置付けられることとなるが、両者における職責の差を考慮し、4級及び5級に位置付けられるライン職については、給料月額に6,000円を加算する措置を講じることとする。

なお、加算措置の導入については、その原資を確保するため、次の（ア）c のとおり号給の切替えを行うこととしているが、後記エ（イ）のとおり所要の経過措置を講じることとを考慮し、1年目は4,000円、2年目以降は6,000円の2段階で導入することとする。

c 号給の切替え

前記（ア）b のとおり、加算措置を講じることに伴い、改定後の職務の級が4級及び5級となる職員の号給について、切替日の前日におけるその者の給料月額から4,000円を減じた額と同額、直近上位又は直近下位に対応する号給に切り替えることとする。また、上記以外の職員の号給については、切替日の前日におけるその者の号給を基本として切り替えることとする。

（イ）研究職給料表関係

a 職務の級の見直し

給料表上の職務の級と標準的な職務との対応関係は、次のとおりとする。

給料表上の 職務の級	標準的な職務	
	現行	改定
5 級	試験研究機関の長 試験研究機関の副場長（困難）	試験研究機関の長 試験研究機関の副場長（相当規模）
4 級	試験研究機関の副場長	試験研究機関の副場長

	特に高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して特に困難な研究を行う研究員	試験研究機関の課長
3級	高度の知識経験に基づき独立して、又は下級職員を指導して困難な研究を行う研究員 相当高度の知識経験に基づき独立して、又は上級職員の指導の下に研究を行う技師	試験研究機関の係長
2級	上級職員の指導の下に研究を行う技師	上級職員の指導の下に研究を行う技師
1級	補助的な研究を行う技師	補助的な研究を行う技師

b 給料月額に加算措置の導入

前記(イ)aにおいて、改定後の職務の級が3級及び4級となる職務については、ライン職とスタッフ職が位置付けられることとなるが、両者における職責の差を考慮し、3級及び4級に位置付けられるライン職については、給料月額に6,000円を加算する措置を講じることとする。

なお、加算措置の導入については、その原資を確保するため、次の(イ)cのとおり号給の切替えを行うこととしているが、後記エ(イ)のとおり所要の経過措置を講じることとを考慮し、1年目は4,000円、2年目以降は6,000円の2段階で導入することとする。

c 号給の切替え

前記(イ)bのとおり、加算措置を講じることに伴い、改定後の職務の級が3級及び4級となる職員の号給について、切替日の前日におけるその者の給料月額から4,000円を減じた額と同額、直近上位又は直近下位に対応する号給に切り替えることとする。また、上記以外の職員の号給については、切替日の前日におけるその者の号給を基本として切り替えることとする。

エ 見直しの時期等

(ア) 見直しの時期

前記ウの見直しは、令和3年4月1日から実施することとする。

(イ) 経過措置

前記ウ(ア)及び(イ)の見直しの実施に伴い、令和3年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、所要の経過措置を講じることとする。

(ウ) その他必要な措置

(ア)及び(イ)のほか、令和3年4月1日に職務の級を異にして異動する職員については、職務の級及び号給の切替えに特例を設けるなど、本年の勧告の実施に伴い、必要な措置を講じることとする。

オ 医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の見直し

医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）においても、前記イの考え方を基本に見直しを行うものであるが、より高い専門性と技術力が必要とされる医療分野等の行政に従事する職員の適切な給与体系を構築するため、引き続き、任命権者と調査、研究を進めていくこととする。

（ 7 ） 給与勧告実施の要請

近年、行政需要が増大し、複雑化する中、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機事象において、効率的に業務を遂行し、質の高い行政サービスを提供するため、個々の職員には高い士気と責任感を持って困難な職務に立ち向かうことが強く求められている。

地方公務員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務するという特殊性を有することから、労働基本権が制約されており、人事委員会の勧告制度は、その代償措置の一つとして、これまで重要な役割を担ってきたところである。

本委員会では、平成18年度の給与構造改革以降、職員の給与決定の考え方として、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、公務としての近似性・類似性を重視して国家公務員及び他の都道府県の給与制度との均衡を基本とし、給与水準は、国家公務員及び他の都道府県の状況、生計費等を考慮しつつ、地域における人材の確保や県民の理解という観点から、地域の民間の給与の水準との均衡を図ることを基本としている。

令和2年の勧告は、職務・職責と給与のより適切な対応関係を構築することにより、職員の給与における「職務給の原則」の一層の徹底を図り、職員の意欲の向上や更なる能力発揮に資することを意図するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、勧告どおり実施されるよう要請する。

(参考1)

最近の給与勧告と実施状況

年 度	本 県						国					
	人事委員会勧告			実施内容			人事院勧告			実施内容		
	勧告日	公民較差 (較差額)	改定率 (改定額)	実施 時期	実施率	実施 時期	勧告日	官民較差 (較差額)	改定率	実施 時期	実施率	実施 時期
21	10.6	0.21 (797) 4.00 (14,528)	0.20 (793)	12.1		一部を 除き 勧告 どおり	8.11	0.22 (863)	0.22	12.1		勧告 どおり 勧告 どおり
22	10.5	0.29 (1,076) 3.52 (12,723)	0.27 (1,058)	12.1		勧告 どおり 勧告 どおり	8.10	0.19 (757)	0.19	12.1		勧告 どおり 勧告 どおり
23	10.24	0.30 (1,120)	0.28 (1,082)	12.1		勧告 どおり 勧告 どおり	9.30	0.23 (899)	0.23	12.1		勧告 どおり 勧告と 異なる
24	10.12	0.03 (131)	- (-)	-	-	-	8.8	0.07 (273) 7.67 (28,610)	-	-	-	-
25	10.11	0.08 (286) 8.04 (27,413)	- (-)	-	-	-	8.8	0.02 (76) 7.78 (29,282)	-	-	-	-
26	10.11	0.23 (831)	0.25 (918)	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり	8.7	0.27 (1,090)	0.3	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり
27	10.8	0.22 (801)	0.21 (774)	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり	8.6	0.36 (1,469)	0.4	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり
28	10.11	0.06 (237)	0.065 (217)	12.1		勧告 どおり 勧告 どおり	8.8	0.17 (708)	0.2	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり
29	10.6	0.04 (151)	- (-)	-	-	-	8.8	0.15 (631)	0.2	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり
30	10.10	0.12 (416)	0.14 (415)	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり	8.10	0.16 (655)	0.2	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり
元	10.8	0.03 (97)	0.03 (97)	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり	8.7	0.09 (387)	0.1	4.1		勧告 どおり 勧告 どおり
2	12.23	0.01 (43)	- (-)	-	-	-	10.28	0.04 (164)	-	-	-	-

(注1) 平成21年度から平成22年度まで及び平成25年度の県の公民較差並びに平成24年度から平成25年度までの国の官民較差は上段が特例条例(法)による給与減額措置前、下段が特例条例(法)による減額措置後の職員給与によるもの。(平成25年度の県は、7月からの特例条例による給与減額措置が4月に実施されたと仮定した場合のもの。)

(注2) 平成21年度の人事委員会勧告の実施時期は、住居手当(平成22年4月1日実施)を除き勧告どおり実施

(参考2)

給料表別職員数推移

(各年4月1日現在)

年度 給料表	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
全	人 12,842	人 12,828	人 12,430	人 12,394	人 12,424	人 12,331	人 12,311	人 12,332	人 12,364	人 12,444
行政	3,394	3,409	3,350	3,335	3,368	3,343	3,356	3,416	3,435	3,490
公安	1,639	1,631	1,615	1,622	1,643	1,646	1,674	1,673	1,674	1,664
研究	165	165	162	158	159	155	156	158	165	164
医(一)	13	12	7	6	7	8	7	7	8	8
医(二)	255	236	198	196	193	189	180	176	180	185
医(三)	101	97	89	88	81	87	83	83	81	75
高校	2,446	2,455	2,343	2,328	2,327	2,298	2,264	2,259	2,261	2,262
中・小	4,829	4,823	4,666	4,661	4,646	4,605	4,591	4,560	4,560	4,596

(参考3)

職員の平均年齢及び学歴別・男女別人員構成

(令和2年4月1日現在)

区分 給料表	平均年齢 (歳)	学歴別人員構成比				男女別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	42.6	82.8%	5.0%	12.2%	0.0%	59.3%	40.7%
行政	42.0	74.2	3.1	22.7		68.5	31.5
公安	37.5	54.1	4.8	41.0	0.1	91.2	8.8
研究	42.6	98.2	1.8			82.3	17.7
医(一)	48.7	100.0				87.5	12.5
医(二)	45.1	86.5	13.5			56.2	43.8
医(三)	42.1	96.0	4.0			4.0	96.0
高校	45.0	92.6	5.3	2.1		55.4	44.6
中・小	43.7	93.9	6.1			42.8	57.2

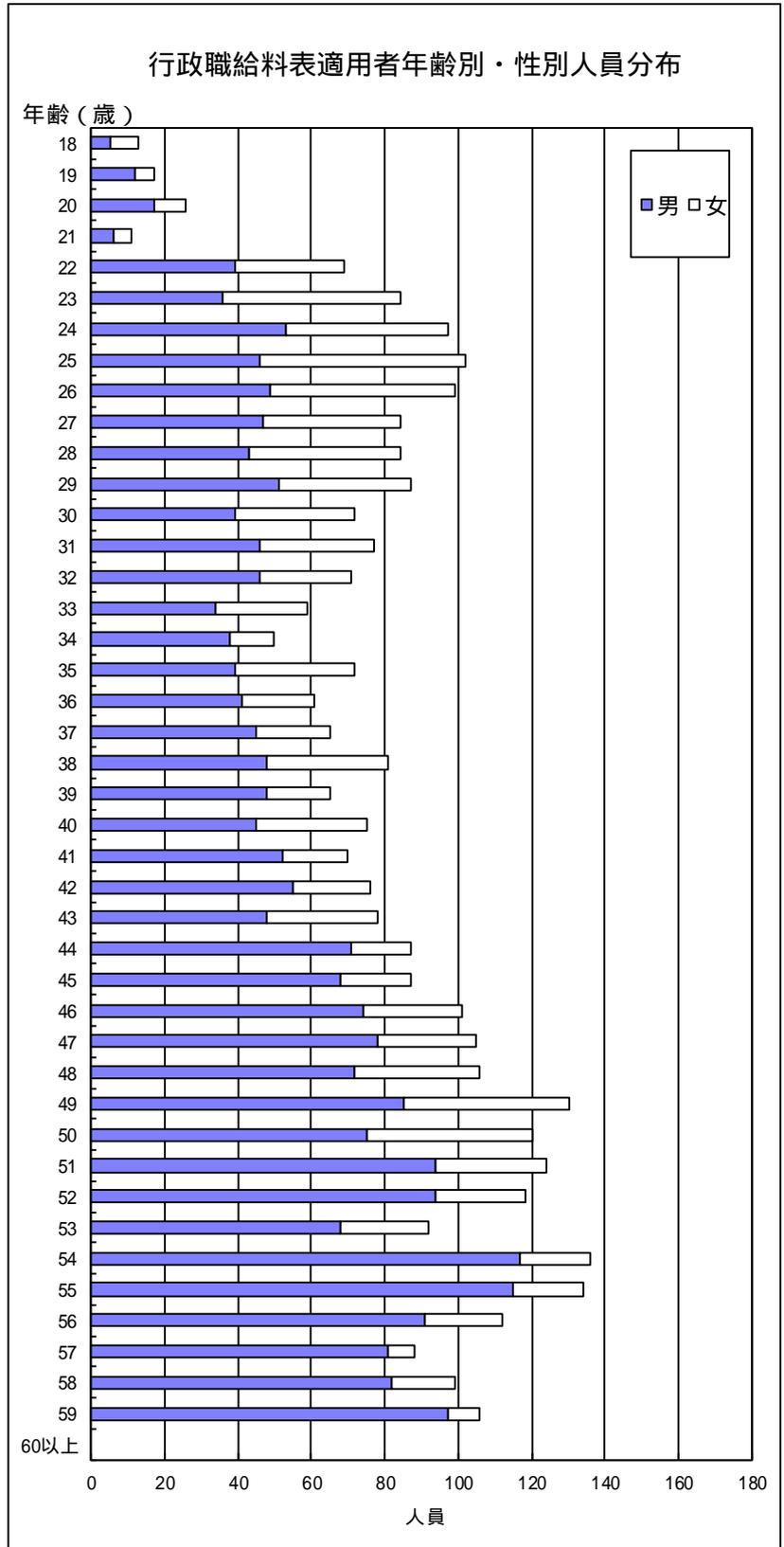
(注1) 平均年齢及び構成比は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(注2) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

(参考4)

行政職給料表別性別、年齢別人員分布 (令和2年4月1日現在)

性別				
年齢	男	女	計	
歳	人	人	人	
18	5	8	13	
19	12	5	17	
20	17	9	26	
21	6	5	11	
22	39	30	69	
23	36	48	84	
24	53	44	97	
25	46	56	102	
26	49	50	99	
27	47	37	84	
28	43	41	84	
29	51	36	87	
30	39	33	72	
31	46	31	77	
32	46	25	71	
33	34	25	59	
34	38	12	50	
35	39	33	72	
36	41	20	61	
37	45	20	65	
38	48	33	81	
39	48	17	65	
40	45	30	75	
41	52	18	70	
42	55	21	76	
43	48	30	78	
44	71	16	87	
45	68	19	87	
46	74	27	101	
47	78	27	105	
48	72	34	106	
49	85	45	130	
50	75	45	120	
51	94	30	124	
52	94	24	118	
53	68	24	92	
54	117	19	136	
55	115	19	134	
56	91	21	112	
57	81	7	88	
58	82	17	99	
59	97	9	106	
60以上	0	0	0	
計	2,390	1,100	3,490	



3 職員の給与等に関する報告（公務運営について）

（1）多彩で優秀な人材の確保・育成

ア 人材の確保・育成

本委員会では、任命権者が求める人物像に合った多彩で優秀な人材を確保するため、令和元年度には民間企業等職務経験者試験のUJIターン枠に総合土木職及び建築職を、同じく社会人経験枠に教育行政職を、障害者を対象とする職員採用選考の受験対象者に知的障害者及び精神障害者を加え、令和2年度には特別枠試験にスポーツ特別枠を、民間企業等職務経験者試験のUJIターン枠に農政職を、障害者を対象とする職員採用選考に大学卒業程度の選考試験を加えたほか、民間企業等職務経験者試験の社会人経験枠の受験年齢を引き上げるなど、任命権者からの要望も踏まえ、採用試験制度の多様化等に取り組んできた。

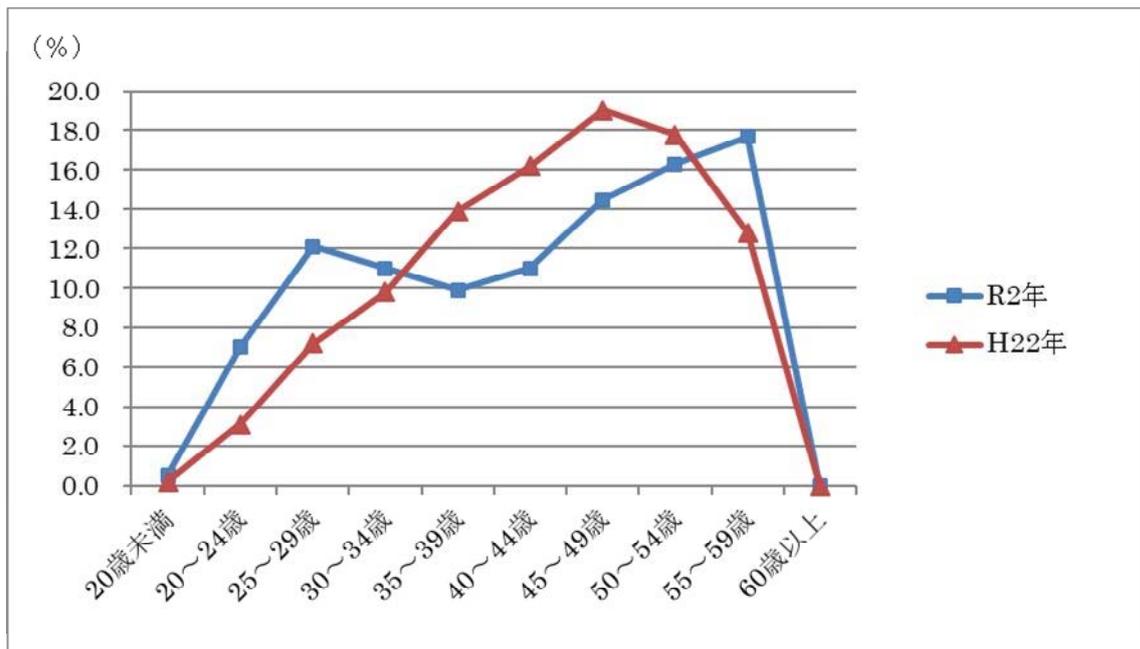
なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年4月に予定していた特別枠・スポーツ特別枠試験を6月以降に延期したほか、論文試験を取りやめるなど、試験内容を一部変更して実施した。6月以降の試験についても、会場における収容定員の制限やマスクの着用、換気などの感染症対策を実施した。

現在、本県においては、50歳以上の職員が全体の34%を占め、当分の間多くの職員が定年を迎えることとなっていることから、新たな職員の確保が不可欠である。また、人口減少社会の中で若年層人口の減少が見込まれることや、民間企業における新卒学生の一括採用の見直し、学生の進路選択の早期化、国や他の地方公共団体との競合などを考えると、職員の採用を取り巻く環境はますます厳しくなっていくことが予想される。

そのため、今後も、人材の確保に必要な取組を推進していく必要がある。特に技術系職種の合格倍率は、依然として低倍率で推移していることから、引き続き、任命権者と連携し、技術系職種を希望する学生等に本県の取組や職務の魅力を効果的に発信していく必要がある。

図表1 年齢別職員構成（各年4月1日現在）

構成比

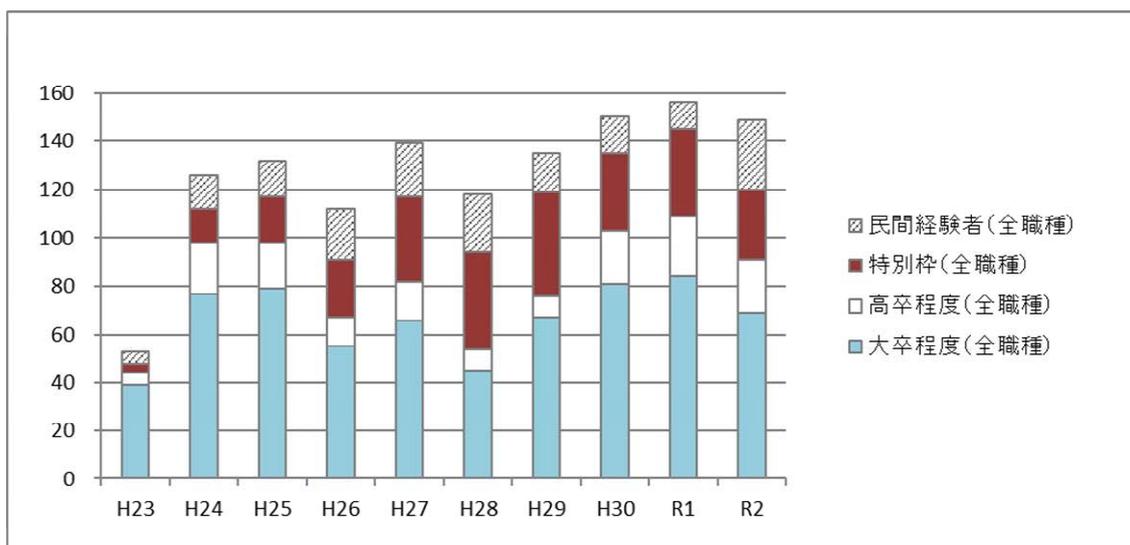


職員数

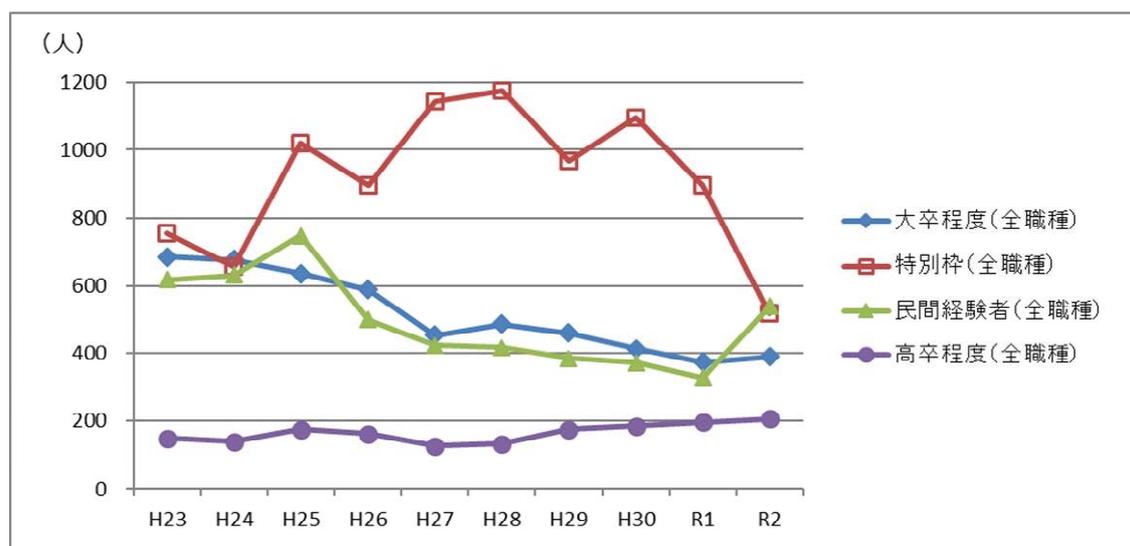
(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
平成22年	22	395	935	1,272	1,805	2,097	2,456	2,306	1,652	0	12,940
令和2年	57	876	1,506	1,369	1,226	1,369	1,808	2,028	2,204	1	12,444

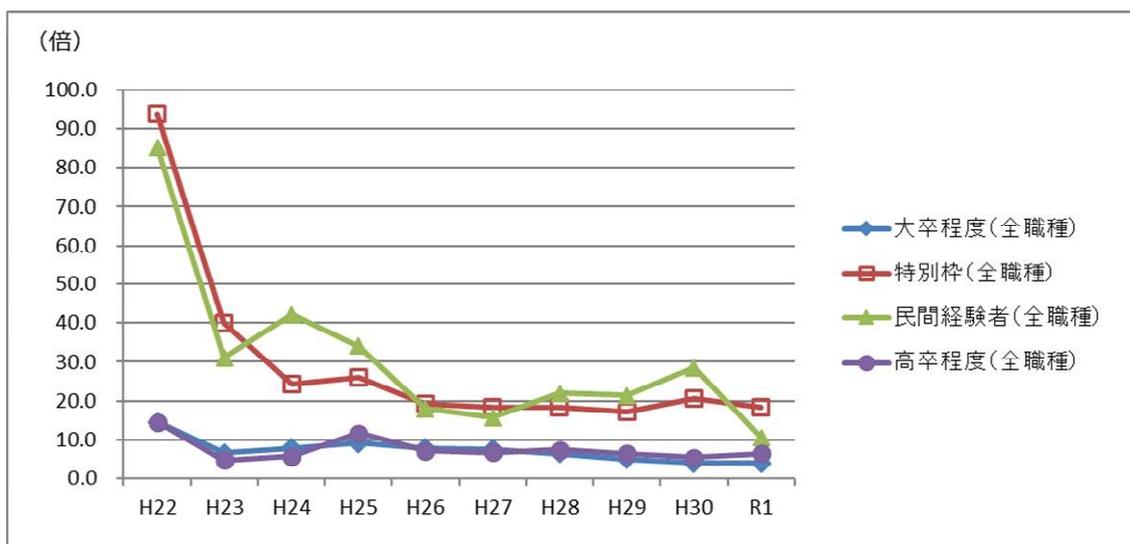
図表2 試験別採用者数の推移（各年4月1日採用分）



図表3 試験別受験者数の推移



図表4 試験別合格倍率の推移

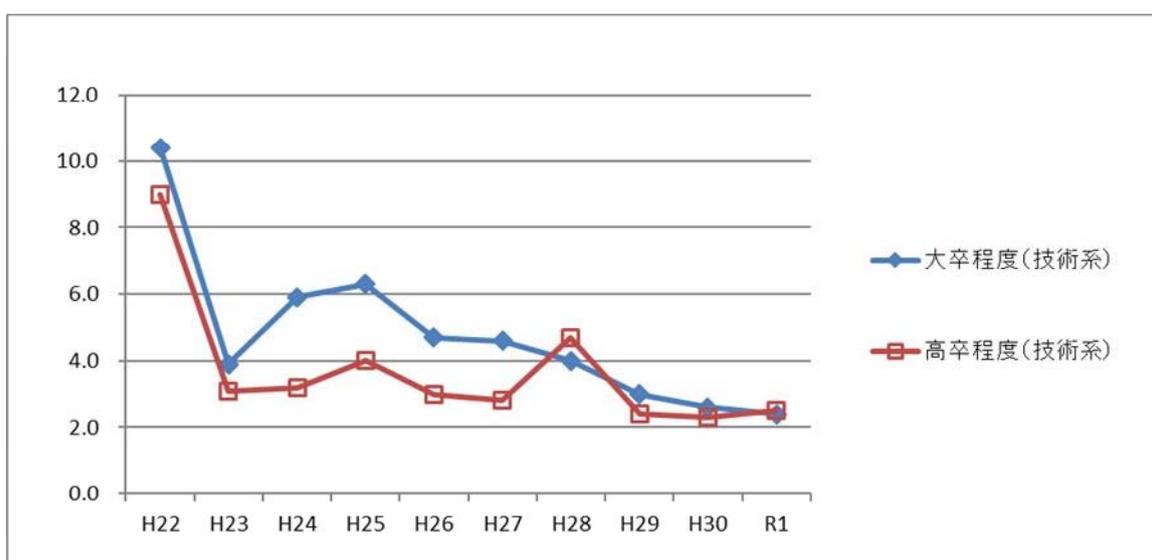


これまで、本委員会では、多彩で優秀な人材をより多く確保できるよう、任命権者と連携しながら、セミナーの開催や職員による大学訪問、インターンシップ制度や各種就職セミナー等を活用した情報発信など、募集・広報活動に積極的に取り組んできた。

なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と受験者の利便性の観点から、集合形式ではなくオンラインを活用したセミナーや説明会を実施している。

また、令和3年には、職員採用情報ホームページにおいて、その閲覧性や操作性を向上させるとともに、受験対象者層の受験意欲がより高まるようなデザインや内容に改修する予定である。

図表5 技術系職種の合格倍率の推移



(注) 技術系職種とは、心理、総合土木、建築、化学、農政、林業、水産、保健師などをいう。

限られた経営資源(人員・財源)の中で、社会経済情勢の変化や多様化する県民ニーズ、複雑化・高度化する行政課題や危機事象等に、組織として適切に対応し、より水準の高い行政サービスを提供していくためには、多彩で優秀な人材の確保とともに、人材の育成も重要である。

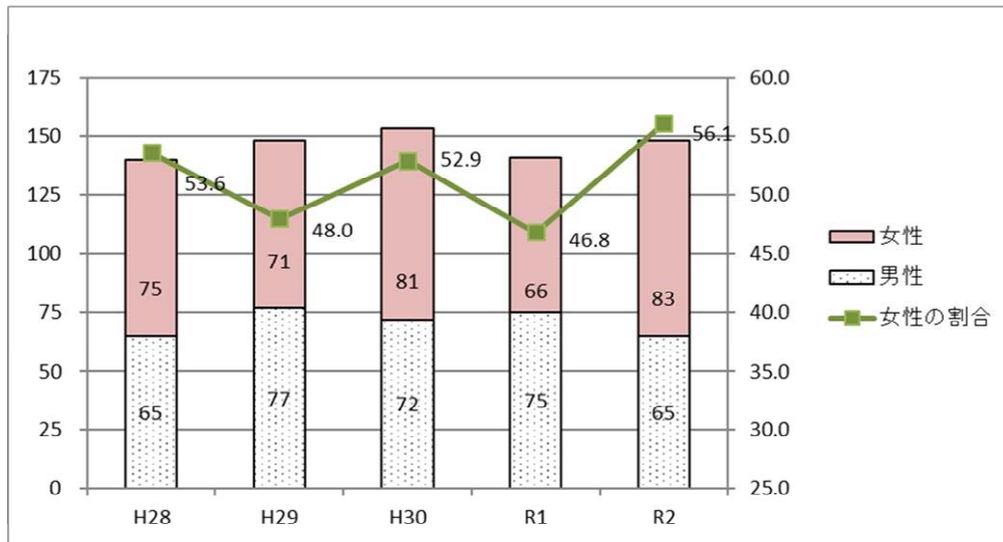
このため、任命権者においては、人材育成の方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくための諸施策を実施する必要がある。具体的には、これまでも取り組んできたキャリア開発

や、各職位に求められる姿勢や能力を適切な時期に取得させるための研修（能力育成期の研修や各階層の政策形成やマネジメント等に必要な研修）の更なる推進とともに、職場研修（OJT）の充実・強化、職員の自発的・主体的な能力開発の意識醸成や能力向上の促進、人事評価の適切な運用など、長期的な視点で充実した人材の育成に努めることが強く求められている。

イ 女性職員の登用

近年、本県の大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合は、5割前後で推移しており、令和2年4月における職員に占める女性職員の割合は40.7%となっている。

図表6 大学卒業程度試験及び特別枠試験の最終合格者に占める女性の割合



また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき策定された「佐賀県特定事業主行動計画」及び「佐賀県公立学校特定事業主行動計画」において、令和2年度までに管理職に占める女性職員の割合を、知事部局は12%以上、教育委員会（公立学校）は17%以上とする数値目標が設定されているところ、令和2年4月現在では知事部局は12.8%、教育委員会（公立学校）は19.9%と、それぞれの目標はともに達成されている。

任命権者においては、現在、女性職員向けのキャリア形成やリーダー育成のための研修会、女性職員の活躍推進セミナー、女性職員の自律的な成長を促すための管理職マネジメント研修などに取り組んでいるが、今後も引き続き、性別にかかわらず職員の能力が十分に発揮されるよう、キャリア形成の支援や働きやすい職場環境の充実・強化に努めながら、計画的な女性職員の登用を進めていく必要がある。

（2）定年の引上げ

少子高齢化が急速に進展する中において、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、知識、技術、経験等が豊富な高齢期の職員を活用することが不可欠である。

高齢期の職員を活用するため、本県はこれまで再任用により対応してきており、令和2年4月1日現在の再任用職員数は、554人と令和元年度に比べて14.2%増加している状況で、今後も再任用職員の増加が見込まれる。

国においては、平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、高齢期の職員を最大限に活用するため、国家公務員の定年を引き上げるための「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が国会に提出

されたが、審議未了で廃案となり、同時に国会に提出された国の措置に準じるための「地方公務員法の一部を改正する法律案」は継続審議となっているところである。

地方公務員の定年については、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」と地方公務員法に規定されている。

本県においては、今後も法制整備の状況を含めた国や他の都道府県の動向を注視していくとともに、定年の引上げに係る任用や給与の在り方など本県独自の様々な課題を踏まえ、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備について、具体的に検討を進めておく必要がある。

図表7 令和2年度の再任用の状況

(単位：人)

		計			
		知事部局	教育委員会	警察本部	
令和2年度再任用職員数		554	144	370	40
内訳1	フルタイム	334	4	290	40
	短時間	220	140	80	0
内訳2	継続	376	108	246	22
	新規	178	36	124	18
令和元年度末定年退職者総数		370	75	241	54

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、人事評価を公正に行い、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされており、また、人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないことが明記されている。

そのため、人事評価の結果の給与への反映については、全ての任命権者において令和2年6月までに勤勉手当への反映がなされているところであり、さらに令和3年1月までに昇給への反映もなされる予定となっている。

公正な人事評価は、職員及び会計年度任用職員(以下「一般職員」という。)の能力やモチベーションを高め、組織全体も活性化させ、さらには、人材の育成にも活かせるため、人事評価制度の客観性、公平性、透明性及び人事評価制度に対する信頼性を確保し、一般職員の理解を高め、納得を得ていくことは極めて重要である。任命権者においては、今後、継続的な検証を行い、その実情に応じて随時見直し、改善を図っていく必要がある。

なお、国において、人事評価の在り方やそのための改善方策等について検討が行われており、今後その動向について注視していく必要がある。

(4) 勤務環境の整備

一般職員一人一人が健康でその能力を遺憾なく発揮し、質の高い行政サービスを提供していくためには、勤務環境の整備が重要である。

ア 長時間勤務の縮減及び年次休暇の取得促進

(ア) 時間外勤務等の縮減(教育職員を除く。)

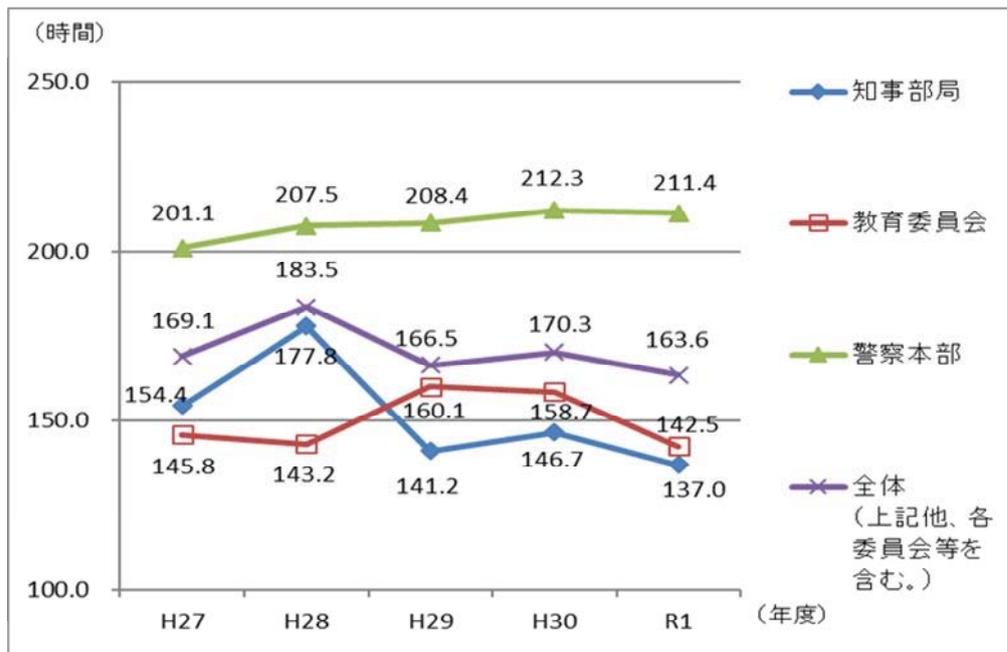
恒常的な長時間の勤務は、一般職員の健康の保持、勤務意欲や活力の維持などに影響を及ぼし、その悪化は人材の確保や行政組織の活力にも関わるものであることから、本委員会は、従来から、時間外勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）の縮減の必要性を指摘してきた。

任命権者においても、時間外勤務等の縮減について、これまで様々な取組が講じられてきたところであり、平成 31 年 4 月からは、時間外勤務を命ずる時間等に上限を定め、条例及び人事委員会規則等に基づき、勤務時間の管理が行われているところである。

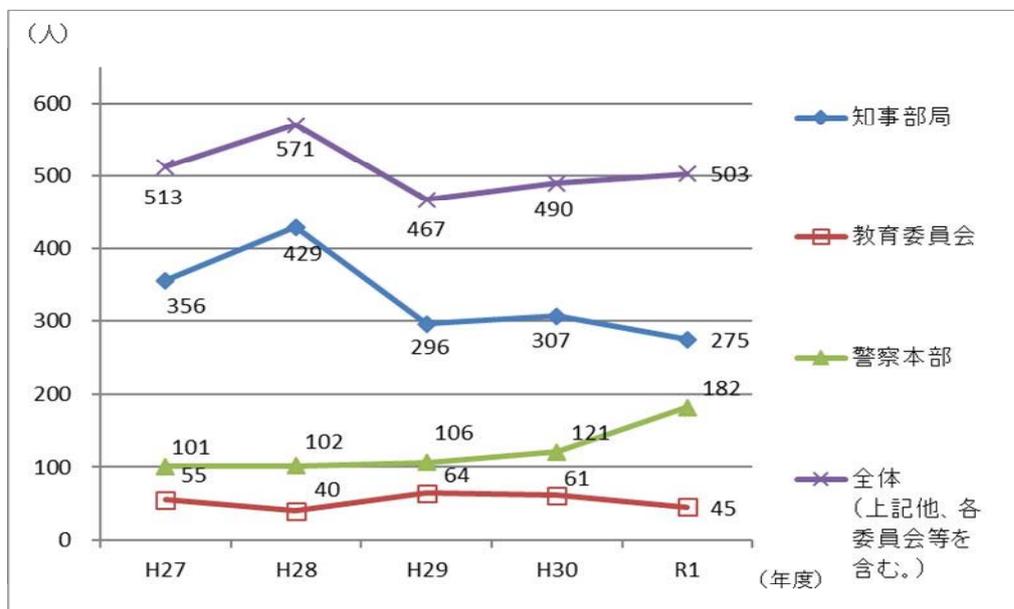
令和元年度の職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の状況を見ると、令和元年 8 月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応等のため、時間外勤務等により対応せざるを得ない所属があったものの、全体では 163.6 時間（平成 30 年度 170.3 時間）と減少している（図表 8 参照）。

また、年間の時間外勤務等の時間数が 360 時間を超えた職員数においては、知事部局、教育委員会では平成 30 年度より減少しているものの、警察本部では平成 30 年度比で 50.4%（61 人）増加している（図表 9 参照）。

図表 8 職員一人当たりの年間の時間外勤務等の時間数の推移



図表 9 年間の時間外勤務等の時間数が 360 時間を超えた職員数の推移



さらに、令和元年度の大規模災害等業務以外の業務で、時間外勤務等時間等の上限を超えた職員の状況を見ると、知事部局で 25 人、教育委員会で 1 人、警察本部で 3 人であったことから、各任命権者は、速やかに当該職員の時間外勤務等の要因の整理、分析及び検証を行い、当該職員の業務量の適切な管理及び改善のための措置を講じる必要がある。

任命権者においては、条例及び人事委員会規則等に基づく適正な勤務時間の管理を行うため、自らが強力なリーダーシップを発揮し、管理職員のマネジメント力の強化を図るとともに、組織全体として、デジタル技術を用いたオンライン業務の導入といった更なる業務の徹底した見直しや業務量に応じた人員配置に努めるなど、引き続き一般職員の健康に配慮した実効性のある時間外勤務等の縮減の取組を推進する必要がある。

(イ) 学校現場における教育職員の長時間勤務の縮減

OECD 国際教員指導環境調査（2018 年）や文部科学省教員勤務実態調査（平成 28 年度）等において、学校現場における教育職員の長時間勤務が常態化していることが指摘されている。

このため、令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）」が改正され、文部科学省が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を定めたことにより、令和 3 年 4 月から地方公共団体の判断で、1 年単位の变形労働時間制の導入が可能とされた。

また、県教育委員会においては、上記指針に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理、その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずることを条例に明記するとともに、教育職員の時間外在校等時間（教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間から正規の勤務時間を除いた時間）の上限を規則で定め、「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に従って、令和 2 年 4 月から勤務時間の管理が行われているところである。

今後とも、県教育委員会においては、質の高い教育の実践と、教育職員の健康及び福祉を確保していくため、国等の動向を注視しながら、市町教育委員会とも連携し、勤務実態の把握に努めるとともに、業務分担の見直しや実情に応じた人員配置、必要な環境整備に努めるなど、本県の学校現場における実効性のある多忙化解消に、より積極的かつ主体的に取り組んでいくことが極めて重要である。

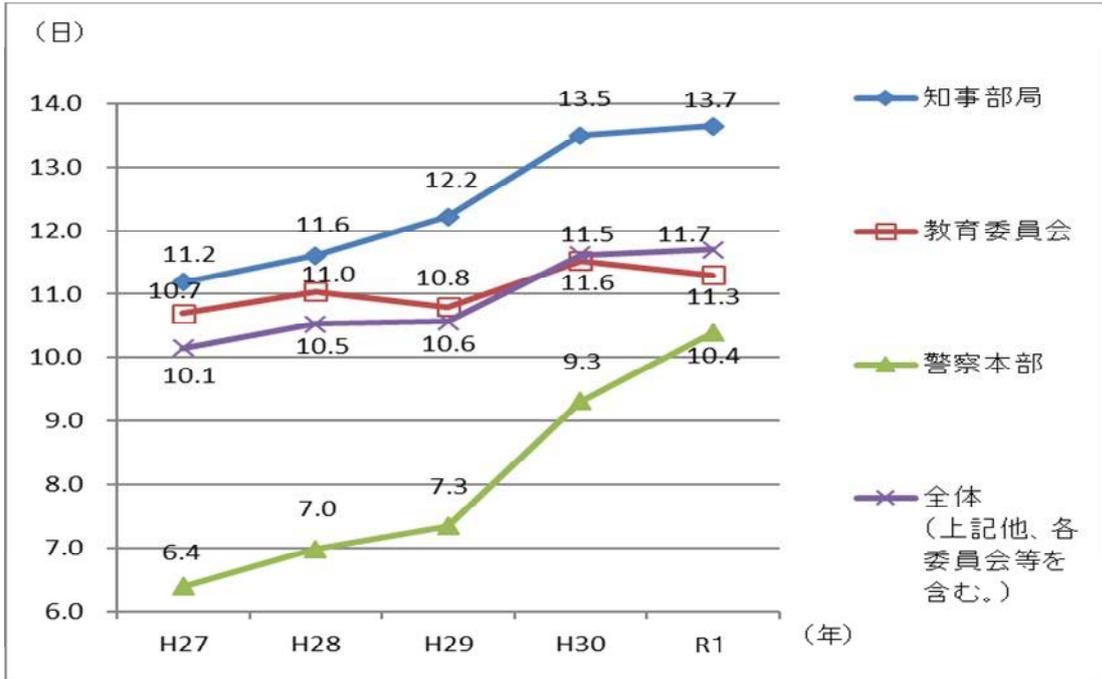
(ウ) 年次休暇の取得促進

任命権者が定める特定事業主行動計画において、知事部局及び県教育委員会は、取組目標として、職員一人当たりの年次休暇の年間取得日数を令和 2 年度までに平均年 14 日以上と設定し、警察本部は年次休暇の月 1 日以上（年間 12 日以上）の取得を設定している。

任命権者においては、これまで大型連休や夏季、冬季における計画的な年次休暇の取得促進等に取り組んでおり、令和元年の職員一人当たりの年次休暇取得日数は、11.7 日と 5 年連続で増加しているものの、前述の各指標は達成されていない。（図表 10 参照）

今後とも、一般職員が年次休暇を取得しやすい職場環境をより一層整備し、引き続き休日や夏季休暇等と組み合わせた計画的かつ連続的な取得促進に努める必要がある。

図表 10 職員一人当たりの年次休暇取得日数の推移



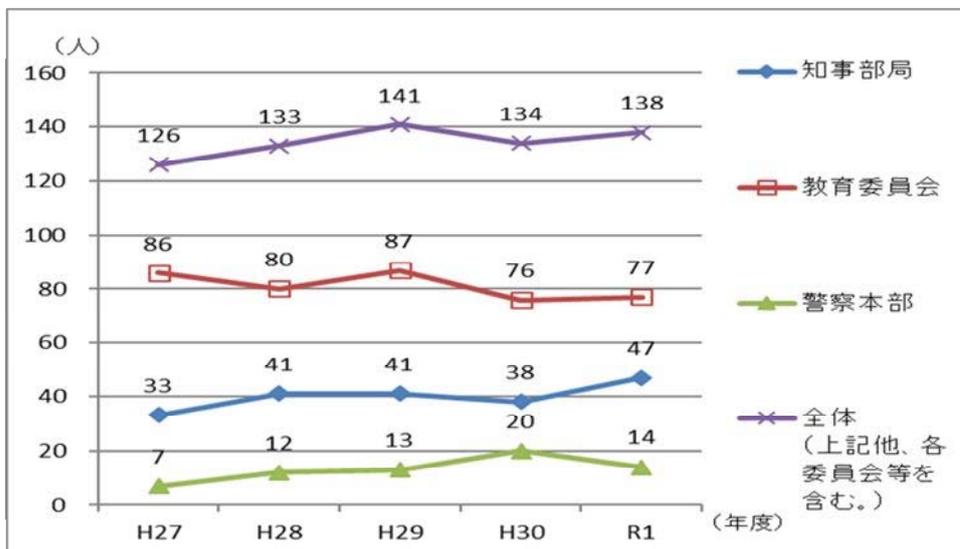
イ 一般職員の健康管理

一般職員の心身両面にわたる健康管理については、任命権者において、各種健康診断や健康診断事後指導、カウンセリングなどの様々な取組が実施され、その内容の充実が図られてきた。

しかしながら、令和元年度における 30 日以上長期の病気休暇取得者や病気休職者のうち、心の健康の問題を理由とした者は全体で 138 人と平成 30 年度に比べ 4 人増加していて、その数に減少傾向が見られない(図表 11 参照)。

一般職員のメンタル不調を未然に防止するため、任命権者は、引き続き、ストレスチェックをすべての一般職員が受検するよう勧奨を行い、一般職員が早期にセルフケアを行えるように促すとともに、管理職員によるラインケアやストレスチェックの集団分析結果等を活用した職場環境の改善に取り組んでいく必要がある。

図表 11 心の健康の問題を理由とした長期病気休暇取得者・病気休職者の職員数の推移



長時間労働との関連性が強いとされている脳・心臓疾患等の発症を予防するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）において、事業者には長時間労働者の業務状況に関する産業医への情報提供、長時間労働者への医師による面接指導の実施や管理監督者も含めた労働者の労働時間の把握等が義務付けられている。

任命権者においては、一般職員の勤務時間を客観的な方法により適正に把握するとともに、産業医制度の活用、適正な面接指導の実施等により、健康リスクが高い一般職員を見逃さないようにし、引き続き、一般職員の健康管理の充実に取り組む必要がある。

特に、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症対策といった緊急時対応の場合、昼夜を問わず、多くの一般職員が平時と異なる業務に従事し、一般職員自身が疲労を意識しないまま体調不良に陥ることもあるため、平時以上に一般職員の心身の状態に十分配慮する必要がある。

ウ 仕事と家庭の両立支援の推進

一般職員が男女の別なく家庭における役割を担いつつ、公務においても能力を十分に発揮することができるよう、仕事と育児、介護等の両立支援制度及び意識啓発のための取組をより一層推進していくことが重要である。

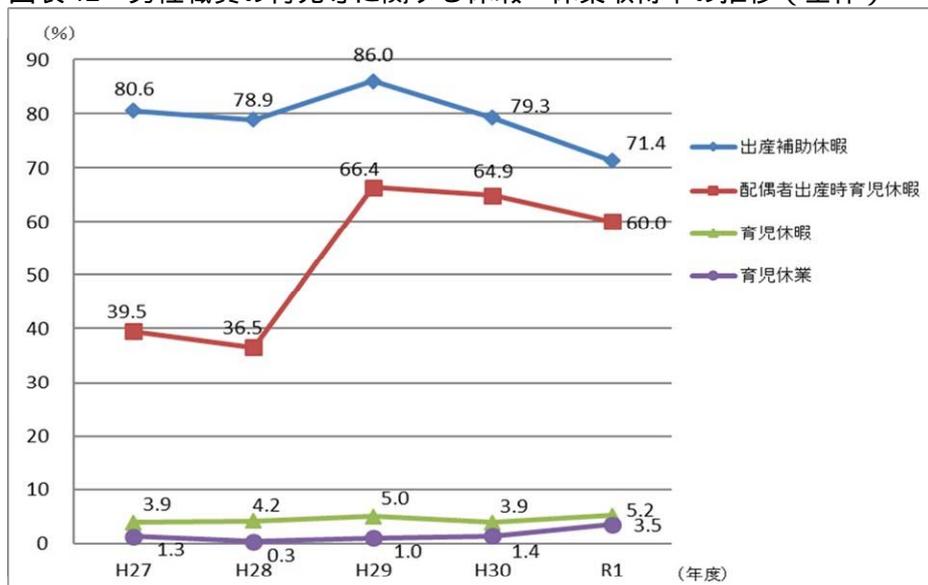
任命権者においては、これまで育児、介護に係る休暇・休業制度等の充実を図り、両立支援制度の周知等による取得促進に積極的に取り組んできた。

しかしながら、男性の育児休暇や育児休業の取得率については、それぞれ 5.2%、3.5%と低い水準にとどまっている（図表 12 参照）。

また、出産補助休暇や配偶者出産時育児休暇については、知事部局の取得率がそれぞれ 100.0%と 98.3%、警察本部ではそれぞれ 98.4%と 100.0%であるのに対し、教育委員会においては、それぞれ 48.4%と 27.1%と低い状況にある。

任命権者においては、対象職員への周知はもちろんのこと、当該職員が気兼ねなく休暇や休業を取得でき、特定事業主行動計画に掲げた目標を達成するよう、業務分担の見直しや人員配置の変更等の措置を積極的に講じるなど、両立支援制度を利用しやすい環境づくりを引き続き推進していく必要がある。

図表 12 男性職員の育児等に関する休暇・休業取得率の推移（全体）



また、不妊・不育治療と仕事の両立も重要な課題で、不妊治療については、現在、国において保険適用の拡大や保険適用までの間の助成制度の拡充等が検討されており、不妊治療と仕事を両立するための職場環境の整備等の課題と今後の取組の方向性についても、検討チームが年内を目途に、中間取りまとめを行う予定とされている。

任命権者においては、こうした国の状況等を注視しつつ、引き続き、実態や職場環境の課題等を把握し、不妊・不育治療を受けやすい職場環境づくりについて必要な取組の検討を進める必要がある。

さらに、多様で弾力的な働き方は、ワーク・ライフ・バランスの実現や人材の確保に資するものであり、これに関しても、国や他の都道府県の状況等を参考にしながら、引き続き検討していく必要がある。

エ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、一般職員の個人としての人格や尊厳を侵害し、働く意欲や自信を減退させ、ひいては健康を害する原因となりうる行為であり、さらには、ハラスメントを受けた一般職員だけでなく、職場環境の悪化など職場全体に大きな影響を与え、ひいては公務の運営に支障を及ぼす行為でもある。

また、ハラスメントは、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントやマタニティハラスメントのほか、カスタマーハラスメント、性的指向や性自認に関するハラスメントなど、多種多様にわたっており、職場においても、こうしたハラスメントは顕在化しない場合が少なくないと考えられることから、社会的課題となっている。

こうした中、令和2年6月から「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等」の改正が施行されたことにより、事業主には、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講ずることが義務づけられるとともに、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントの防止対策が強化されたところである。

任命権者においては、すべての一般職員がハラスメントへの理解を深めることができるよう、職員研修等を通じた意識啓発により一層取り組むことはもとより、相談窓口の利用促進やハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、当該事実が確認できた場合においては、速やかにハラスメントを行った一般職員に対して必要な啓発を個別に行うとともに、被害を受けた一般職員に対する配慮のための措置を行うことにより、良好な職場環境づくりを推進していく必要がある。

オ 会計年度任用職員制度の円滑な推進

令和2年4月から新たに会計年度任用職員制度が導入され、適切な任用及び勤務条件の確保が図られたところである。

任命権者においては、今後も適切に制度を運用しつつ、常勤職員や国の非常勤職員との均衡に留意し、より制度の円滑な推進に努める必要がある。

なお、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、その基準を人事委員会規則で定めている。本委員会では、国の非常勤職員について、妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導や健康診査のため通院する場合や妊娠中の女性職員が交通機関を利用して通勤する際にその混雑を避ける場合は職務専念義務が免除され、有給により勤務しないことが認められていることを踏まえ、現行の基準を見直して、当該事由に係る無給休暇を有給休暇に変更することを検討している。

カ 一般職員の失職に関する特例

地方公務員法において、地方公務員としての欠格条項及び失職の事由が定められているが、一般職員の失職に関する特例は条例で定めることができるとされ、その判断は各地方公共団体に委ねられている。

本県において、一般職員の失職に関する特例は、職員の分限に関する条例（昭和 27 年佐賀県条例第 18 号）第 7 条により「公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わせないものとする事ができる。」と規定されており、その対象は「公務遂行中又は通勤途上の過失による交通事故」に限定されている。

しかしながら、一般職員を取り巻く勤務環境等の状況は大きく変化しており、交通事故に限らず、様々な事故により一般職員の責任が問われる可能性がある。実際に、他の地方公共団体の職員が当該団体の管理する施設で起きた死亡事故について業務上過失致死罪で起訴され、禁錮刑の確定により失職した事例も見受けられる。

各都道府県の失職に関する特例の規定状況を見ると、特例を規定している団体は 36 団体であり、そのうちの半数を超える 20 団体が「公務中の事故」や「過失による事故」を対象としており、交通事故に限定していない。

また、佐賀県内の 20 市町の状況を見ると、失職に関する特例を規定している団体は 18 団体であり、そのうち 17 団体が「公務中の事故」や「過失による事故」を対象としており、ほとんどの団体が交通事故に限定していない。

地方公務員法に定められた地方公務員としての欠格事由及び失職の事由が職員の資格として重大なものであることを踏まえると、失職に関する特例は、限定的に適用されるべきであるものの、一般職員が交通事故以外の事故に係る罪により禁錮以上の刑に処された際に、個々の情状を考慮されずに一律に失職となることは、一般職員にとって厳しすぎる場合がある。

また、公務の遂行が複雑化・高度化する中において、一般職員が個人に対する責任追及に萎縮することなく公務に精励できるようにすることは、一般職員が的確に公務における責任を果たしていくことに資するものである。

そのため、地方公務員法に欠格条項及び失職の事由が定められている趣旨を十分に考慮しつつ、失職に関する特例の対象を広げることについて研究を行う必要があると考える。

（５）服務規律の確保

県民全体の奉仕者である一般職員には、厳正な服務規律と高い公務員倫理の確保が求められており、任命権者においては様々な取組を行っているが、懲戒処分件数は、令和元年度は 11 件（知事部局 1 件、教育委員会 5 件、警察本部 5 件）となっている。こうした一部の一般職員による公務員としての自覚を欠く行為は、県民の公務全体に対する信頼を著しく失墜させることであり、誠に遺憾である。

一般職員においては、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を強く持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観の保持及び服務規律の遵守に努めることが極めて重要である。

任命権者においては、不祥事の根絶に向けて、平時から指導を徹底するとともに、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のために必要な研修や啓発を行うなど、実効性のある取組を徹底・強化していく必要がある。

4 給与関係規則及び運用通知の制定又は改正等

次表(1)及び(2)のとおり給与関係規則及び運用通知の制定、改正又は廃止を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行(適用年月日)	規則名	概要
15	R2.4.24	R2.4.24	通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	通勤手当の返納の事由について、職員が月の中途から派遣等となり、その翌月に復職等した場合は除くこととした。
16	R2.4.24	R2.4.24 (R2.4.1)	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	号給の増設に伴い、中学校・小学校教育職給料表及び高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員について、義務教育等教員特別手当の月額を定めることとした。
19	R2.7.2	R2.7.2 (R2.2.1)	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正により、新型コロナウイルス感染症の患者の救護等に従事した職員について特殊勤務手当の特例措置が講じられることに伴い、当該手当を支給することができる作業として人事委員会規則で定めるものについて規定した。
22	R2.10.6	R2.10.7	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和2年10月7日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。
23	R2.10.6	R2.10.7	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	令和2年10月7日付け組織改正等に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の改正を行った。
25	R2.12.17	R2.12.17	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	総合福祉センターにおいて心理判定の業務に従事する職員(児童相談所に勤務する職員に限る。)の調整数を2とすることとした。
26	R2.12.17	R2.12.17 (一部 R2.2.1)	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	以下の改正を行った。 1 社会福祉業務手当の額について、児童相談所に勤務する児童福祉司又は保健師の職にある職員が、児童福祉法又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく相談業務等に従事する場合は、950円とすることとした。 2 新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例について、新たな作業を追加することとした。

規則番号	公布年月日	施行 (適用年月日)	規則名	概要
27	R2.12.28	R3.1.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和3年1月1日付け組織改正等に伴い、管理職手当を支給する職の改正を行った。
5	R3.3.22	R3.3.22	佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部を改正する規則	学校の管理下において行う非常災害時における児童生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合の手当額の改正を行った。
9	R3.3.31	R3.4.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日付け組織改正等に伴い、以下の改正を行った。 1 管理職手当を支給する職の改正 2 職務給の見直しに伴い行政職給料表適用職員のうち職務の級が4級に決定される区分を削除 3 公立学校の校長及び教頭の管理職手当区分の規定整理
10	R3.3.31	R3.4.1	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正並びに令和3年4月1日付け組織改正等に伴い、以下の改正を行った。 ・期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員の規定の改正 ・行政職給料表の適用を受ける職員のうち係長級の職にある職員について「人事委員会が定める職員を除く」規定の削除 ・研究職給料表の適用を受ける職員に係る加算を受ける職員及び加算割合についての規定の整理などその他所要の改正を行った。
11	R3.3.31	R3.4.1 (一部 R3.3.31)	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	令和3年4月1日付け組織改正等に伴い、規則中で引用する課名を改めることとするなど所要の改正を行った。
14	R3.3.31	R3.4.1	令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則	佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例の附則第7条の規定による給料表切替時の現給保障に関し、給料表異動等の特別な事情がある職員の取扱いについて必要な事項を定めた。

規則 番号	公 布 年月日	施行 (適用年月日)	規 則 名	概 要
15	R3.3.31	R3.4.1	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	建築主事に調整額を措置することとしたほか、給料月額に加算措置が設けられることに伴い、調整基本額を規定することとしたなど所要の改正を行った。
16	R3.3.31	R3.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正並びに令和3年4月1日付け組織改正等に伴い、給料月額に加算をする職員を定める等所要の改正を行った。
18	R3.3.31	R3.3.31	押印を求める手続の見直し等のための関係人事委員会規則の整理に関する規則	以下の給与関係の人事委員会規則について、押印を求める手続の見直しに係る所要の改正を行った。 ・佐賀県職員の給料その他の給与支給規則 ・農林漁業普及指導手当の支給に関する規則

(2) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	適用年月日	通 知 名	概 要
人委第204号	R2.5.28	R2.5.28	勤勉手当の成績率の運用についての廃止について	懲戒処分を受けた職員の成績率を定めている運用通知を廃止した。
人委第589号	R2.9.11	R2.10.1	教員特殊業務手当の運用通知の一部改正について	「佐賀県公立学校特殊勤務手当及びへき地手当支給条例」の一部改正により、教員特殊業務手当の支給要件として、正規の勤務時間が4時間以下である日も対象になったことに伴う所要の改正。
人委第1070号	R3.1.28	R3.1.28	防疫等作業手当の運用についての一部改正について	佐賀県職員特殊勤務手当支給規則第6条第3項の「人事委員会がこれらに相当すると認める感染症」として、新型コロナウイルス感染症を定める期間を改正した。
人委第1246号	R3.3.22	R3.3.22	教員特殊業務手当の運用についての一部改正について	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務のうち、避難所の運営業務に従事した場合の、その業務が「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度」について、その業務に引き続き2時間以上従事したこととする。
人委第1248号	R3.3.31	R3.4.1	佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について	以下の改正を行った。 ・特大規模校の指定における人事委員会の承認を廃止し、特大規模校及び大規模校の指定状況の報告を毎年5月末までに人事委員会に行うこととした。 ・小学校及び中学校における特大規模校の指定の要件について、学級数以外の要件を削除することとした。 ・特大規模校において、小学校及び中学校については、学級数が多いものから学校の指定を行うものとし、人事委員会が定める学級数の範囲の内外において学級数が同数となる学校が生じる場合は、その範囲を超える学校についても指定することができることとした。
人委第1251号	R3.3.31	R3.4.1	令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の運用についての制定について	給与条例の改正により支給する経過措置給料について定めた「令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則」の運用に係る具体的事例の取扱いについて定めた。

通知番号	通知年月日	適用年月日	通知名	概要
人委第1252号	R3.3.31	R3.4.1	令和3年改正給与条例附則第4条及び第5条の規定に基づく切替えの特例及び号給の調整についての制定について	改正給与条例附則第4条に規定する切替日に職務の級を異にして異動する職員に準ずる職員として、号給決定の再計算上、切替日に職務の級を異にして異動することとなる職員等を規定するほか、改正給与条例附則第5条に基づき、令和3年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員等の号給の調整について定めた。
人委第1261号	R3.3.31	R3.4.1	佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について	規則の級別基準職務表の行政職給料表5級の知事部局の現地機関の課長のうち、人事委員会が別に定める課長を除くとしているところ、当該課長として、級別職務区分表において職務の級が4級である課長を定めることとした。
人委第1262号	R3.3.31	R3.4.1	切替日の前日から引き続き休職等をしていた職員が切替日以後に復職等をした場合等の復職時調整についての制定について	切替日前の休職等の期間を含む期間に係る復職時調整の取扱いを規定した。
人委第1265号	R3.3.31	R3.4.1	期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に100分の5の加算を受ける人事委員会が定める職員については、別表第1に規定する職員によることとした。 ・ 行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職員のうち、係長級の職にある職員で、期末手当及び勤勉手当の基礎額に100分の10の加算を受ける職員については、ライン職にある職員その他人事委員会が認める職員とし、別表2に掲げることとした。 ・ 100分の10の加算を受ける別表2に掲げる職員について、再任用職員にあっては、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける職員に限ることとした等その他所要の改正を行った。

通知 番号	通 知 年月日	適 用 年月日	通 知 名	概 要
人委第 1313号	R3.3.25	R3.4.1	押印見直し等に 係る運用通知の 一部改正につい て	以下の運用通知で定める様式等に規定する押印の 取扱い等を見直した。 ・通勤手当の運用について（通知） ・住居手当の運用について（通知） ・扶養手当の運用について（通知） ・単身赴任手当の運用について（通知） ・管理職員特別勤務手当の運用等について（通知）

5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく承認

職員の初任給の決定、昇格、昇給等の一般的な基準については、佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に定められているところであるが、この規則に定める特別の場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得ることが必要とされている。

承認の状況（包括承認を含む。）は、次のとおりである。

（単位：人）

部 局			条 項	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則				
				第 17 条	第 18 条	第 20 条 第 3 項	第 24 条 第 3 項	第 52 条
知事部局								3
教育委員会	教育庁							
	学 校	教育職員	県立学校					
			中学校					
			小学校					
			義務教育学校					
		一般職員						
警察本部	警察官							
	一般職員							
計								3

（注 1）第 17 条：人事交流等により採用された職員の号給の決定

第 18 条：特殊の職に採用する場合等の号給の決定

第 20 条第 3 項：昇格前の職の級の在級年数が 1 年未満の者を昇格させる場合の承認

第 24 条第 3 項：降格となった職員の号給の決定

第 52 条：特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合の承認

（注 2）各種委員会は知事部局に含む。

V 職員の勤務条件関係事務

1 労働基準監督機関としての職権行使

労働基準法別表第一第 11 号及び第 12 号に掲げる事業並びに同表に掲げる事業以外の事業に従事する職員(技能労務職給料表適用職員を除く。)の勤務条件に関し、地方公務員法第 58 条第 5 項の規定により人事委員会が行使した労働基準監督機関としての職権については、次のとおりである。

(1) 事業場の区分

佐賀県人事委員会が職権を行使する事業場

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

労働基準法 別表第 1 の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
第 12 号	消防学校	教育センター	警察学校	
	自治修習所	県立学校(特別支援学校寄宿舎を除く)		
	公文書館			
	博物館			
	九州陶磁文化館			
	美術館			
	名護屋城博物館			
	佐賀城本丸歴史館			
	図書館			
	環境センター			
	衛生薬業センター			
	窯業技術センター			
	工業技術センター			
	産業技術学院			
	上場営農センター			
	農業試験研究センター			
	農業大学校			
	果樹試験場			
	茶業試験場			
	畜産試験場			
	水産振興センター			

労働基準法 別表第1の 事業区分	該 当 事 業 場			
	任 命 権 者			
	知 事	教育委員会	警察本部長	そ の 他
	高等水産講習所 林業試験場			
労働基準法 別表第1に 掲げる事業 以外の事業	本庁 首都圏事務所 防災航空センター 県税事務所 国際交流プラザ 佐賀空港事務所 保健福祉事務所福祉支援課 総合福祉センター (保護課及び地域 生活リハビリ課を 除く) 児童相談所 関西・中京事務所 農林事務所 農業技術防除セン ター 家畜保健衛生所	教育庁 教育事務所	警察本部(自動車 整備工場を除く) 運転免許課 交通機動隊 高速道路交通警察 隊 機動隊 警察署	議会事務局 選挙管理委員会事 務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員 会事務局

(2) 労働基準監督機関の職権行使

令和2年度中に、地方公務員法第58条第5項の規定に基づく、労働基準法及び労働安全衛生法上の労働基準監督機関の職権について、人事委員会が行ったものは次のとおりである。

処 理 事 項	知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	その他	計
解 雇 予 告 除 外 認 定	1				1
3 6 協 定 届	23	50	1		74
断続的な宿直又は日直の許可	3				3
監視・断続的労働従事者の 適 用 除 外 許 可					
第一種圧力容器廃止報告					
ボイラー廃止報告					
有機溶剤中毒予防規則の 一 部 除 外 認 定	1				1

(3) ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラの諸検査

ボイラー、第一種圧力容器、クレーン及びゴンドラに係る令和2年度中の検査等の状況は次のとおりである。

特定機械の種類	検査等の項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
ボイラー	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1	2			3
	休止中		1			1
圧力容器 第一種	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	3	6			9
	休止中					
ゴンドラ	落成検査					
	使用再開検査					
	性能検査	1				1
	休止中					

(4) 労働基準法等事業所実態調査の実施

職員の良好な勤務条件の確保と安全で快適な職場環境の形成を図るため、労働基準監督機関として、各事業所が労働基準法や労働安全衛生法等の規定に基づきその適正な運用を行っているかどうか訪問し、帳簿、書類提出を求め、実態調査を行った。

a 調査実施期間

令和2年6月～令和3年1月

b 調査実施事業所数

項目	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
事業場調査	18	18	5	1	42

c 調査項目

勤務形態、時間外勤務の状況等、年次有給休暇の取得状況、宿日直勤務、労働安全衛生法関係、事務所衛生基準規則関係、機械及び有害物等の取扱状況、ボイラー及び第一種圧力容器等、ゴンドラ、有機溶剤中毒予防規則関係、特定化学物質障害予防規則関係、電離放射線障害防止規則関係、高気圧作業安全衛生規則関係、酸素欠乏症等防止規則関係

d 調査結果

宿直勤務中に本来業務に従事した時間に対する時間外勤務手当の不支給、時間外勤務の上限時間の超過、労働者死傷病報告の未提出、産業医の定期巡視の未実施、衛生管理者の定期巡視の未実施、衛生推進者の未選任、男女別の休養室の不備、有機溶剤中毒予防規則第19条に基づく作業主任者の未選任及び塗布剤等の不備が確認された。不備な点については、事業所ごとに指導を行った。

2 職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の改正状況

次表(1)(2)及び(3)のとおり関係規則、告示及び運用通知の制定又は改正等を行った。

(1) 規則の制定又は改正等

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
20	R2.9.28	R2.10.1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更について、その単位が4時間から2時間、4時間又は6時間に弾力化されることに伴い、所要の改正を行った。
21	R2.9.28	R2.10.1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更について、その単位が4時間から2時間、4時間又は6時間に弾力化されることに伴い、所要の改正を行った。
3	R3.3.5	R3.4.1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	短時間勤務職員の年次休暇付与日数の算定に関し、1週間あたり29時間以上の勤務時間が定められている職員については、常勤職員と同等と扱う(週5日勤務とみなす)こととした。 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。
4	R3.3.5	R3.4.1	佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	年次休暇について、一会計年度ごとの休暇とし、会計年度任用職員の任用時に付与することとした。 産前産後通院休暇及び妊娠通勤緩和休暇について、無給休暇から有給休暇に改めることとした。

(2) 告示の制定又は改正等

なし

(3) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
人委646	R2.9.28	R2.10.1	職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用についての一部改正について	週休日に勤務を命ずる場合の勤務時間の割振り変更について、その単位が4時間から2時間、4時間又は6時間に弾力化されることに伴い、所要の改正を行った。

3 職員の退職管理に関する規則等の改正状況

(1) 規則の制定又は改正等

職員の退職管理に関する規則の改正は令和2年度はなかった。

(2) 運用通知の制定又は改正等

通知番号	通知年月日	施行年月日	通知名	概要
人委1313	R3.3.25	R3.3.31	押印見直し等に係る運用通知の一部改正について	別記様式第1号から第3号について押印を不要とするため、所要の改正を行った。

(3) 再就職者による依頼等の届出

地方公務員法第38条の2第7項に基づく再就職者による依頼等の届出は、令和2年度はなかった。

公平委員会の受託事務関係

1 受託団体

県が地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会の事務を受託している地方公共団体は、令和3年3月31日現在で7市10町21一部事務組合2広域連合(計40団体)である。

2 勤務条件に関する措置要求

受託団体の職員から、令和2年度中に地方公務員法第46条の規定に基づき措置要求がなされ、審理を行った事案及び令和3年3月31日現在係属している事案はない。

3 不利益処分についての審査請求

受託団体の職員から、令和2年度中に地方公務員法第49条の2の規定に基づき審査請求がなされ、審理を行った事案及び令和3年3月31日現在係属している事案はない。

4 苦情相談の状況

地方公務員法第8条第2項第3号の規定に基づく苦情相談について、受託団体の職員から令和2年度中に相談のあった事例は次のとおりである。

(1) 苦情相談の内容別件数(重複あり)

区 分	令和元年度末 (R2.3.31) 継続件数	令和2年度中 受付件数	令和2年度中 処理件数	令和2年度末 (R3.3.31) 継続件数
任用関係				
給与関係	1		1	
勤務条件・服務関係	1		1	
厚生・福祉関係				
公平審査関係				
各種ハラスメント関係				
その他				
計	2		2	

(2) 苦情相談の処理区分

区 分	令和2年度中 処理件数
制度等の説明	
事情聴取	
事情を聴取し、助言	
当局等との話し合いの勧奨	
相談内容を当局に伝達	2
当局に調査の申し入れ	
当局から調査結果の報告	1
相談者へ調査結果の伝達	1
その他	
計	4

5 職員団体事務

(1) 管理職員等の範囲

受託団体の管理職員等の範囲は、人事委員会規則で定めることとされている。令和2年度中の組織の変更等により、佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

規則番号	公布年月日	施行又は適用年月日	規則名	概要
18	R2.6.12	R2.6.12	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>新たに指定した職</p> <p>(神崎市) 本庁 市長部局（会計課を含む。）の「理事」</p> <p>(江北町) 本庁 教育委員会事務局の「所長（幼児教育センター所長に限る。）」</p> <p>(伊万里・有田地区衛生組合) 執行機関の「事務局長」</p> <p>(三神地区環境事務組合) 執行機関の「事務局長」</p> <p>指定から除外した職</p> <p>(小城市) 本庁 市長部局（会計局を含む。）の「総務課参事」</p> <p>(みやき町) 本庁 教育委員会事務局の「次長」</p> <p>(白石町) 本庁 町長部局の「専門監」</p>
1	R3.2.19	R3.2.19	佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	<p>新たに指定した職</p> <p>(鳥栖市) 本庁 教育委員会事務局の「次長」</p> <p>名称を変更した職</p> <p>(鳥栖市) 本庁 教育委員会事務局の「教育次長」「部長」</p>

(2) 職員団体の登録

受託団体関係分で当委員会に登録されている職員団体は、次表のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		R2年度の登録事項
			番号	年月日	
自治労鳥栖市職員労働組合	鳥栖市宿町 1118 鳥栖市役所内	執行委員長 城島 直也	102	S43. 4.13	R2.8.18 役員の変更
鹿島市職員労働組合	鹿島市大字納富分 2643 番地 1 鹿島市役所内	執行委員長 樋口 貴司	106	S42. 6.13	R2.8.7 役員の変更
太良町職員組合	太良町大字多良 1 番地 6 太良町役場内	執行委員長 峰松 智彦	108	S43. 3.29	R2.9.11 役員の変更

職員団体の名称	所在地	代表者	登録		R2年度の 登録事項
			番号	年月日	
自治労武雄市 職員労働組合	武雄市武雄町大字昭和 1-1 武雄市役所内	執行委員長 緒方 幸也	110	S61.11.11	R2.9.11 役員の変更
自治労基山町 職員労働組合	基山町大字宮浦 160-2 基山町役場内	執行委員長 藤田 英隆	111	S62. 9.11	R2.10.6 役員の変更
多久市 職員労働組合	多久市北多久町大字小侍 7 番地 1 多久市役所内	執行委員長 辻 岳史	115	H 5.11.25	R2.11.4 役員の変更
小城市 職員労働組合	小城市三日月町長神田 2312 番地 2 小城市三日月庁舎内	執行委員長 高塚 誠	117	H17. 4. 7	
みやき町 職員労働組合	みやき町大字原古賀 1043 番地 みやき町中原支所内	執行委員長 坂本 善洋	118	H17. 8.25	
白石町 職員労働組合	白石町大字福田 1247 番地 1 白石町役場内	執行委員長 野中 和男	120	H17.12. 7	R2.9.24 規約及び役員 の変更



佐賀県人事委員会事務局

〒840-0041 佐賀県佐賀市城内一丁目6番5号 佐賀県庁南館2階

T e l 0952-25-7241 F a x 0952-25-7323

U R L <https://www.pref.saga.lg.jp/list00149.html>

E-mail jinjii@pref.saga.lg.jp